

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

ケアプラザの設置目的である「地域の方々がいつまでも住み慣れた地域で暮らす」を実現するために、困ったとき・必要な時に気軽に相談できる場所があるというのは住民の皆様にとっては安心感に繋がります。

ケアプラザの持つ多様な機能、役割、人財を効果的に投入し生活の安心を創出していくことがケアプラザの役割だと感じております。そのことを踏まえて

- ①総合相談においては地域のワンストップ窓口として、たらいまわしにせず一旦は受け止め、関係機関に「繋ぐ」役割を果たしていきます。また、令和元年度に青葉区役所と共に作成した「生活に困る前にお悩みあれこれガイド」を活用した支援ネットワークづくりを推進します。
- ②地域に行く場所があることは、高齢者のみならず、子育て世代や障がい者にとって重要です。多目的ホール等のケアプラザの機能を使って、各種自主事業を行い「集う場」の提供を行っていきます。
- ③何に困っているかを言語化できない方は大勢いらっしゃいます。その思いに寄り添いながら上手に手をお貸しする「専門職という人材」を提供します。
- ④地域の各種問題（高齢化、人手不足等）を地域の方々や関係機関の方と共に「見える化」することにより、地域の方々と将来を考え、よりよい町にしていく「地域活性化」の役割も担っていると考えています。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題をどのように把握・分析し、地域ケアプラザとしてどのように地域の将来像に向けて取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1. 担当地域の特色・魅力

すすき野地域ケアプラザが担当する地域は、すすき野地区と中里地区という二つの地区から構成されています。すすき野地区は、1973年に区画整理事業によって誕生した新興住宅地で、戸建ての住宅地に加えてその面積の多くをすすき野団地が占めています。すすき野団地は1974年から1982年にかけて段階的に2,000世帯を越える分譲が行われ、地区全体として一気に人口が流入してできた町と言えます。近隣には豊かな里山が点在し、ちょっとした森林浴やウォーキングを楽しめます。中里地区は、鶴見川が形成した肥沃な土地を利用し、古くから農業が行われ、現在も稲作や梨の栽培などが盛んに行われています。元々は明治22年の町村制実施の際に都筑郡内

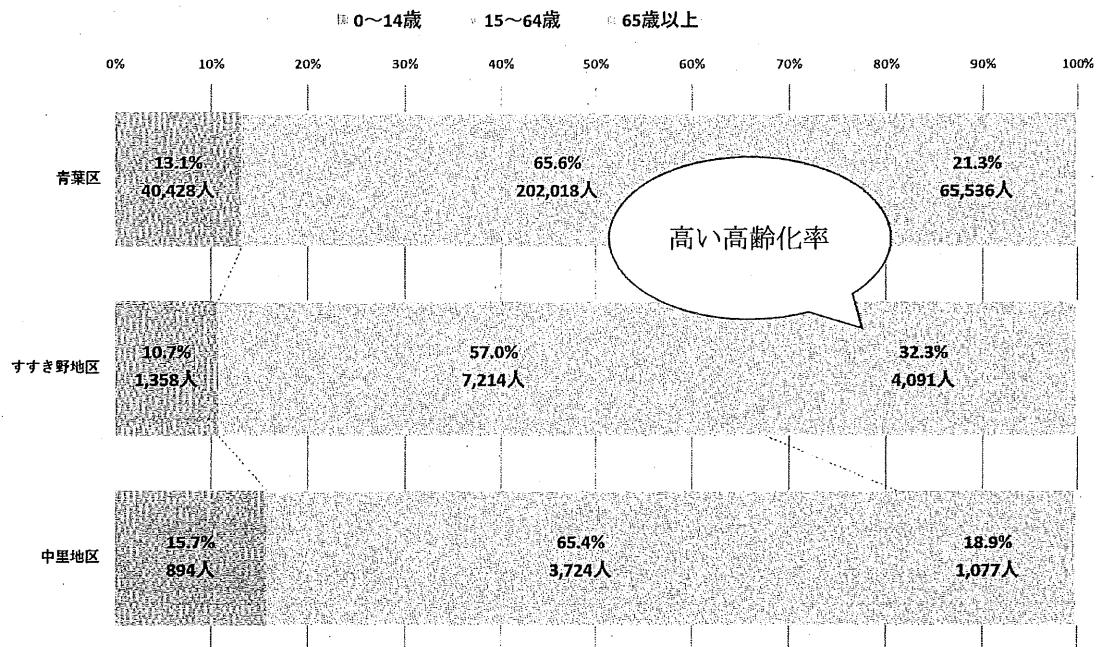
の13ヶ村が合併して中里村として誕生し、更には昭和14年、横浜市第6次市域大拡張の際に村名は消え、鉄町、黒須田町など13町に各々独立した経緯があります。

2019年3月末時点で、すすき野地区における人口は、12,663人で、高齢者人口は4,091人（高齢化率32.3%）、65歳以上の要介護認定者数は572名（認定率14.0%）となっており、世帯で見えていくと、全世帯数が5,630世帯で、高齢者のみの世帯は、990世帯（17.6%）、高齢単身世帯は945世帯（16.8%）となっています。

中里地区では、人口が5,695人で、高齢者人口は1,077人（高齢化率18.9%）、65歳以上の要介護認定者数は202名（認定率18.8%）となっており、世帯で見えていくと、全世帯数が2,235世帯で、高齢者のみの世帯は、236世帯（10.6%）、高齢単身世帯は245世帯（11.0%）となっています。

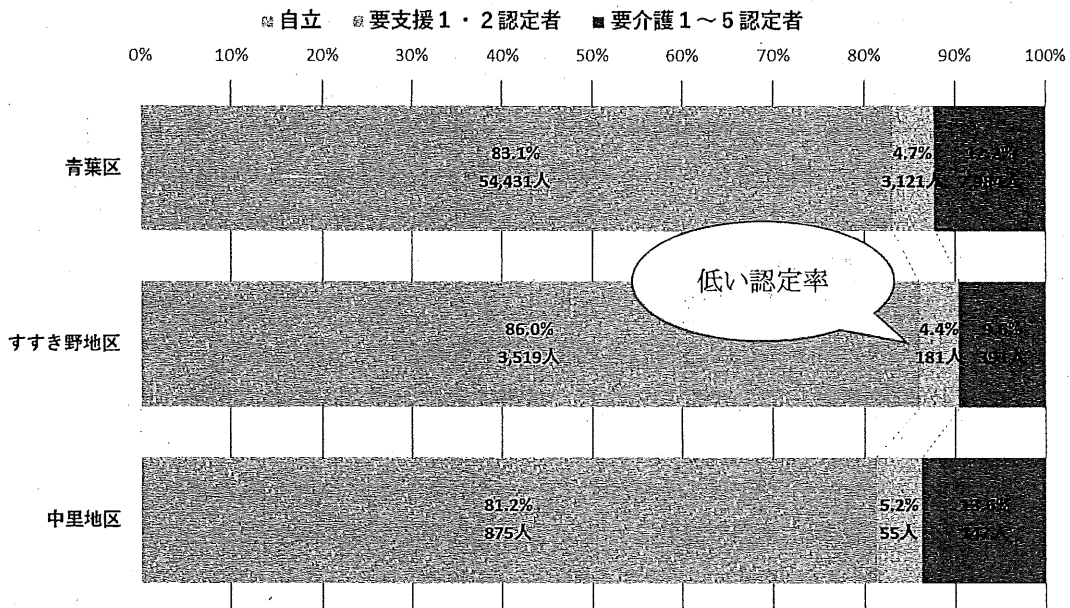
青葉区全体の高齢化率は21.3%となっており、高齢者のみの世帯が11.1%、高齢単身世帯は12.3%なので、すすき野地区においては区の平均よりも高齢化が進行していることがわかります。その一方で区全体の認定率17.0%であるのに対し、14.0%と3ポイントも低いことがこの地区の特徴です。一方、中里地区は青葉区全体よりは高齢化の進行が穏やかであるといえます。

人口割合グラフ

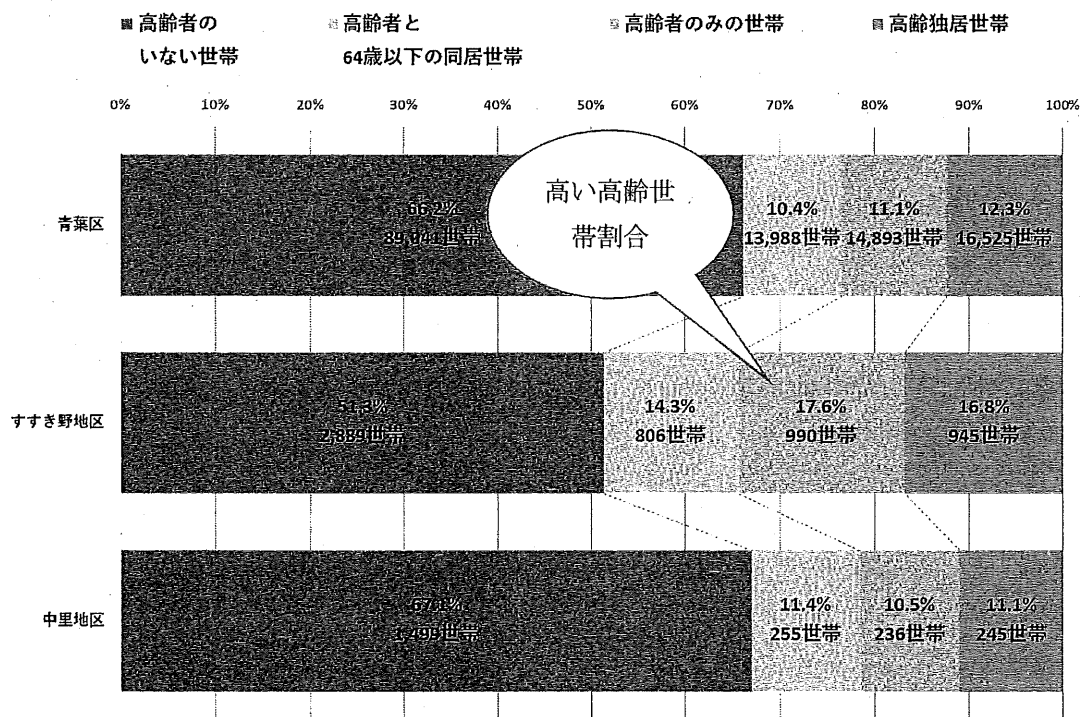


横浜市統計情報ポータルサイト 平成31年（2019年）3月31日時点のデータより作成

要支援・要介護 認定率



世帯割合



横浜市統計情報ポータルサイト 平成31年(2019年)3月31日時点のデータより作成

高度経済成長期後期に開発され、急激な人口増加の中ですすき野地区の人々は、自分達の町づくり、ふるさとづくりに熱心に取り組む、四季折々の行事や福祉活動を活発に行っていました。毎年7月に二日間かけて開催される「ふるさと祭り盆踊り大会」は今年で38回目を数え、1万5千人が参加する賑わいで、地域住民が自分達の手で地域福祉を考える「福祉討論会」は37回目を数えており、その時々地域における福祉課題を取り上げ、率直な意見交換が行われてきました。

開発当初はファミリー層が中心であった町も、団塊ジュニア世代が巣立つ頃から高齢化と世帯規模の縮小が目立つようになります。すすき野地区と中里地区の高齢者独居世帯数は1,190世帯ですが、今後益々増加していくことが予想されます。地域包括支援センターが関わるケースにも、この単身高齢者を取り巻く様々な課題が寄せられ、私たちが取り組む中心的な課題となってきました。平成31年2月と令和2年2月に行われたすすき野地区の「福祉討論会」のテーマは、2年連続で「災害時の安否確認」であったことから、世帯の縮小と単身高齢者の増加、そして孤立の問題に対して地域住民も高い関心を寄せています。

一方、中里地区は長い年月の中で培われた人と人との繋がりが色濃く残る地域です。子どもから大人までが楽しめる盆踊り大会や夏祭り、どんど焼きなどの行事を大切に守ってきました。親子で参加できる行事が多いのも特徴で、子育てを町ぐるみで行おうという風土を感じることができます。しかし、近年は町内会等の地縁組織や行事の中心メンバーの高齢化と、新たな担い手づくりの不在という課題に直面しています。

2. 担当地域の課題及び将来像と取組

(1) 認知症への対応

高齢化が進めば進むほど認知症の課題が深刻になっていきます。私たちは認知症への対応として、「認知症になっても安心して暮らせる町」そして「認知症になりにくい町」という2つの考え方を柱にした取組を進めて参ります。

「認知症になっても安心して暮らせる町」とはどんな町でしょうか？私たちは、①町の人たちが認知症を自分事としてとらえている②認知症の人と町の人が地域の中で支え合っている③医療とケアをしっかりと受けられることの3点を地域の方々と目指したいと思います。①の実現のためには認知症サポーター養成講座の開催支援や、認知症キャラバンメイトの方々の育成と支援をしっかりと行うことで実現を図ります。②については、認知症カフェの多様な展開支援を考えています。ケアプラザという場だけではなく、団地の集会所や自治会館、グループホームなどの福祉施設の他に地域の飲食店等での開催支援を行って参ります。③については、認知症初期支援チームや地域の医療機関、そして介護事業所のネットワーク化を推進し、早期の認知症の診断、地域の医療機関による診療、適切なケアを受けられることを目指します。

「認知症になりにくい町」づくりに向けて、若竹大寿会では現在『認知症対策プロジェクト』として担当職員を配置し、より専門的で効果的なケアを勉強するため、「認知症予防学会」に参加しています。平成27年9月には神戸で行われた学会にも発表演題を提出させていただきました。認知症対策プロジェクトの一環として、地域で活躍されている、認知症専門医による認知症予防セミナー（横浜市健康福祉局後援事業）を毎年2～3回程度開催し地域住民の方へ、認知症の早期発見・治療・予防の重要性と正しい知識を身に付けてもらえる様に支援してまいります。

また、若竹大寿会には、コグニサイズ、スクエアステップ、スリーA等、認知症予防に良いとされている活動を地域住民の方へ指導できる職員がいるため、ケアプラザでの自主事業はもちろん、地域住民の方々が自ら認知症予防に取り組む事ができる活動の場づくりを支援して参ります。

(2) 孤立と制度の狭間への対応

世帯の縮小と単身世帯の増加は、高齢者を取り巻くケア環境を厳しいものにします。長期間にわたりケアを受けられなかったために事後対応が困難になることも珍しくありません。このような場合、地域ケア会議の枠組みを活用してフォーマルなケア提供事業者だけでなく、地域住民を巻き込んだ取組を行います。「困り感がない」などの支援につながりにくい方々へ向けた特別な対応が必要となります。

また、8050問題やダブルケアなど、1つの世帯に複数の課題を抱える世帯も増加しています。若竹大寿会では国が地域共生社会の実現を提唱する前の平成28年より多世代型地域包括ケアの実現を提唱し、複合課題をテーマとした地域ケア会議やダブルケアカフェを開催するなどの取組を行ってきました。引き続き高齢、子ども、障がい、若者、生活困窮などの多様な制度が連携した地域でのケア体制を構築していきます。

(3) 災害への備え

令和元年の台風15号や19号は横浜においても大きな被害をもたらしました。若竹大寿会では東日本大震災や熊本地震、昨年の台風19号では千葉県鴨川市に職員を派遣してきました。これらの経験を活かして、地域ケア施設としての災害対応に取り組んで参ります。地域ケアプラザは福祉避難所としての役割や、被災後には医療と介護の関連機関のハブ機能が求められます。また、避難所等でまだケアマネジャーがいない軽度認知障がいを持った高齢者等への支援も大切な役割です。

そして、災害においても事後対応だけでなく事前対応が重要です。若竹大寿会ではケアプラザを通じて「災害に強い地域づくり」を目指します。災害時には、個々の住民や社会資源が被害を受けることで、今まで大切に培ってきた地域社会の中にある相互の関係性（いわゆるネットワーク）が被害を受けます。この被害をできるだけ早期に回復できるかが重要で、その被害を早期に回復できる地域づくりこそが「災害に強い地域づくり」であると考えます。そのためには、自法人だけで作る事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）だけでなく、地域継続計画（District Continuity Plan:DCP）の観点を取り入れた事前の対策づくりが必要と考えます。このDCPの考え方は地域福祉保健計画の災害版ともいえ、例えば一つの団地、一つの自治会町内会などから取組の支援を始めたかと考えます。

地域のさまざまな現場で担い手不足が叫ばれています。災害は昼夜を選んではくれません。東京のベッドタウンでもあるこの地域は、現役世代が日中は不在であることがほとんどです。しかし、日中帯は逆にこの地域に働きに来ている人も多くいます。私たちは日中の在勤者を地域福祉や地域防災の担い手として活躍して頂くことを考えていきます。その手始めのモデルとして、ケアプラザ職員が消防団に入団するなどの取組を行っていきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域の自治会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会などの団体とはケアプラザで行う運営協議会の委員となっていていただくとともに、各種会議への職員の参加という形で連携を深めていきます。

行政とは職種ごとの定期的な会議などにおいて顔の見える関係を醸成し、また地域包括支援センターにおいては個別ケースの情報共有などで連携していきます。

区社協とも上記の会合等を通じ連携を深めていきます。

また、上記の関係機関とは「地域福祉保健計画」の支援チーム会議や、推進会議においても連携していきます。

福祉避難所として、地域防災拠点との日頃からの顔の見える関係づくりと、連動した防災訓練を実施します。

区内他ケアプラザとは各種職種会を通じて、共同自主事業を行ったり、それぞれのケアプラザの情報などを共有することにより、事業の調整を行っていきます。区をまたいだ市域においても市社協のケアプラザ分科会の中で職種会などを通じて連携をとり事業などを行ってまいります。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

社会福祉法人若竹大寿会は、平成元年から始まった活動の積み重ねのなかで、自ら大切なものとして定義づけてきた「法人の使命」「職員の誓い」「法人のあるべき姿」の三つのキーワードを、法人と職員の行動の方向付けとしています。

そして介護業務や相談業務にあたる職員はもちろん、例えば調理や運転業務など様々な業務にあたる職員も含めた全職員に対し、この三つのキーワードの意味と、そのキーワードにたどり着いた法人活動の歩み、そしてこれから全職員で力を合わせて果たしていくべき仕事の役割について、繰り返し教育し浸透させています。

以下、三つのキーワードについて説明します。

1. 法人の使命（理念）

法人の使命

(法人の理念)

若竹大寿会は、
職員一丸となって人を幸せにします
人が大切にされる世の中を創ります

これは通常、「理念」という言葉で表現される法人の活動目的の定義です。しかし「理念」という言葉は若い職員になじみが薄く、額に掲げて日常的には忘れ去られる恐れがあるため、当法人では「使命＝果たすべき役割」と表現し、「法人の使命＝職員の果たすべき役割」として徹底を図っています。

具体的な職員教育のなかで、我々の仕事の目的は人を幸せにすることであることを教え、その上で「介護」や「相談」などの専門性を活かし、目の前の一人一人の方に寄り添うことができるよう指導しています。また、福祉職として「人を幸せにすること」に際して、一人だけの専門性でなく、それぞれの専門家や機関が連携を行うことで、一人ではできない支援を生み出すことの大切さも教えています。さらに、日々の地道な活動の結果、「人が大切にされる地域を創ることに貢献する」ことを、法人の究極の活動目的として追い求めています。

2. 職員の誓い

職員の誓い

私たちの目指すもの、
それは自分自身が親にしてあげたいお世話
自分自身の子どものひらきたい未来
自分自身が利用したいサービス

自分自身の子どものひらきたい未来
自分自身が利用したいサービス

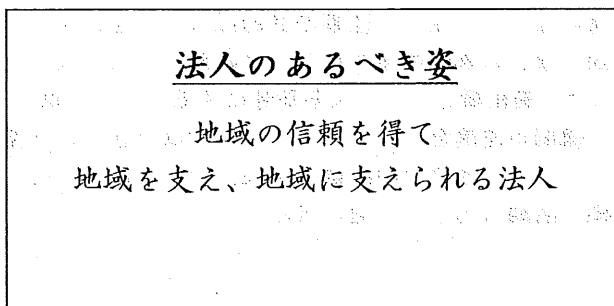
当法人は平成元年より活動を開始していますが、当時、介護は家族が行うことが当然で福祉の世話になるのは一部の限られた人々であり、逆に福祉の世話になることは恥ずかしいことだと見なされていました。その結果、福祉サービスの従事者ですら、行っているサービス自体が自分には関係のないもの、与えてあげるもの、文句を言わず受けるべきものとする人々が見受けられ、サービスの質はなかなか向上しませんでした。

その時代に当法人では、「自分自身が、当事者として求めるものをこの世の中に作り出していこう」と職員に呼びかけ、職員の誓いとして「私たちの目指すもの、それは自分自身が親にしてあげたいお世話、自分自身が入りたいホーム」という標語を、日本の中でもいち早く掲げました。その後提供サービスが施設だけでなく在宅に広がることにより、「ホーム」の言葉が「サービス」へ、さらに障がい児・者支援に広がることにより、「自分自身の子供にひらきたい未来」が加えられていきました。

その結果例えば、自分自身の身になれば決して望まないであろう身体拘束の法人内全サービスでの廃止を長年実現していますが、これだけの規模で継続的に身体拘束の全廃を実現できていることは全国でもあまり例のないことです。

当法人の職員は、採用時にこの言葉の意味を教育されます。その後、この誓いの言葉を記載された書面に、ひとり一人署名し、直接理事長に手渡して、誓うことで、正式な職員として採用されます。

3. 法人のあるべき姿



かつて高齢者介護は、特別養護老人ホームに入所することでしか受けられない時代がありました。その時代に当法人は特別養護老人ホーム若竹苑の一施設だけで、全神奈川区と鶴見区の一部を支えていました。そして、限られた施設のなかだけでは人々を救いきれないことに気がつき、市内の社会福祉法人として最も早く地域に目を向け、上記の言葉を法人のあるべき姿として掲げ、在宅支援の活動に出て行きました。訪問介護や訪問給食、訪問入浴と、社会福祉法人に活動の機会が広げられるたびに、サービスと活動範囲を広げ、その結果、市内の社会福祉法人のなかで、最も多くの介護保険サービスを提供できる法人、7カ所の地域ケアプラザを運営する法人、通常の訪問介護サービスに加え定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの指定を受けている法人、職員総数 1,400名の市内最大規模の社会福祉法人として、地域を支える活動を広範囲に展開しています。

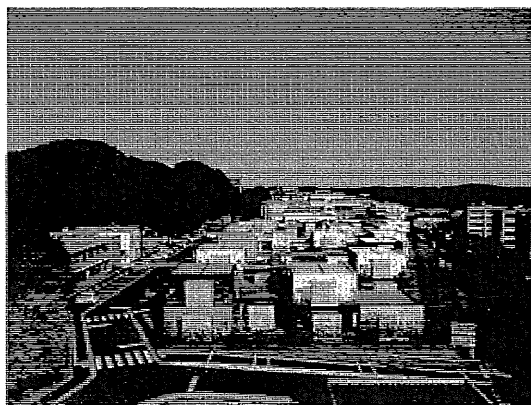
4. 法人の実績

① CCRCの実現

法人の概要は別紙「様式4」（インデックス5）でご確認いただくとして、特徴的な活動について付け加えさせていただきます。

平成18年3月にスタートした介護老人福祉施設「わかたけ青葉」、同年9月にオープンした介護老人保健施設「リハリゾート青葉」、そして平成26年4月に第1期オープンし、12月に全てが建てられたサービス付き高齢者住宅「わかたけの杜」。ここで私たちが目指したものは、CCRC（Continuing Care Retirement Community（継続介護付きリタイアメント・コミュニティ））の概念を首都圏で実現できないかということでした。元気な時はサービス付き高齢者住宅で過ごし、介護が必要になっても、24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護とクリニック往診で支え、それでも在宅が難しいとなったら、介護施設に移るという流れの中で、全てが近隣エリアに存在し、住み慣れた地域で暮らし続けるという「地域包括ケア」の具現化を青葉区奈良の壮大な土地を借用することができるというチャンスを生かし、実現することができました。また高齢初期段階で居住する「わかたけの杜」も住居の配置に工夫を凝らし、長屋風にすることで隣近所との関係が良好に保たれるように設計しています。この工夫された建築に対して、27年度に経済産業省のグッドデザイン賞を受賞いたしました。

またその地域包括ケアの有効性については、現在田園調布学園大学の村井祐一教授のご協力を得て、研究室の学生らとフィールドワークを進めています。そのため「わかたけの杜」には学生用の部屋を設けてあり、定期的に学生達が来るという期待感も居住されている方々から好評を得ています。



わかたけの杜（サービス付き高齢者住宅）

②地域支援事業

公的な事業ではなく、法人が独自及び協働で行う社会福祉活動（地域支援事業）のうち、特徴のある事業について記載します。介護保険事業等での収支を活用した社会福祉法人としての設立理念を具現化する取り組みです。

◆『アットホームみなかん』（神奈川区）

UR団地の一面を法人で借り入れ、運営は地域の自治会有志にお願いしています。元々は市のモデル事業として始まった事業ですが、3年間のモデル事業後に補助が無くなり、UR賃貸料が多額のため継続が困難との結論にいったんはなりましたが、地域の多くの方々の熱意で、費用を法人負担とすることで継続に至りました。

担当エリアの片倉三枚地域ケアプラザの職員による健康教室の他、地域有志の方々による活発なサロン運営がなされており、地域の拠点として無くてはならないものになっています。

◆かながわライフサポート事業（生活困難者に対する相談支援事業）

神奈川県社協が事務局となって、県内の社会福祉法人で事業に賛同したところが拠出した資金で基金を作り、今すぐ経済的な支援が必要という方々に研修を修了した相談員（コミュニティソーシャルワーカー）が面接して支援するという仕組みです。

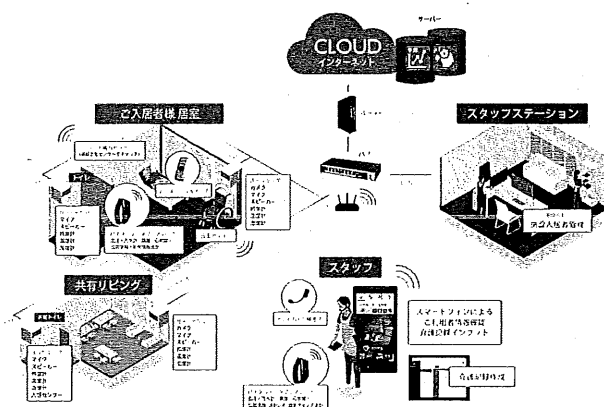
援助の必要性は相談員の判断によるので、即決性が高く「明日ガスが止められる」「明日食べるものがない」といった緊急性の高い案件に対して直ぐに資金援助ができることが利点です。

この取り組みに関しては賛同する社会福祉法人募集の第1期から手を挙げ、資金を拠出し、相談員の研修修了者8名が時によっては県内の遠方まで相談に伺っています。

③総合介護システムの研究開発

介護の現場では「業務記録に追われる」「夜間巡視の負担大」「ナースコールに手が回らない」

などスタッフに過度な負担が強いられており、それが職員不足などに繋がってきています。



これらを克服するため、法人としてトヨタ生産方式をベースにした業務改善の取り組みを実践してきましたが、さらなる改善を図るため理事長を中心にプロジェクトを立ち上げ、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）を活用した業務支援システムを開発しました。

青葉区にある介護老人福祉施設「わかたけ青葉」で実証実験を開始し、令和2年4月に開所する介護老人福祉施設「わかたけ南」において正式運用予定としています。

これらの活動の他、法人内外の研修発表の場として「横濱みらいケア実践発表大会」の開催や横浜市受託の「高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業」を行っております

これらの活動は「人を幸せにする」ということを大切にし、地域や行政等からのSOSは先ず受けるということを実践してきた結果と自負しております。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

限られた予算のなかで多くの方々を支える充実した活動を行う、それが少子高齢化の日本の、そして横浜の福祉活動にとって極めて重要な課題になっています。知恵を出して様々な工夫を行う、これも地域ケアプラザのような公的な活動を担う団体には、もっとも求められることであると考えます。

そのためには、職員の隅々までコスト意識、厳しい経営環境に負けない前向きな姿勢、そして適切な予算執行管理が必要であると考えます。

当法人の財務状況および経営管理については、行政当局からも指導監査などの局面で、市内でも優れているという評価をいただいておりますが、そこに至るために下記のような積み上げを行ってきました。

1. 企業会計に基づき、会計事務所の協力による執行管理

社会福祉法人などの経営管理能力については、厚生労働省などからもしばしば一般企業に比べ脆弱と指摘されています。

当法人は、会計処理における過誤や不正などの防止のため、介護保険が始まる以前より会計事務所を入れて基本的な経理処理は全面的に外部委託としています。

また特殊な社会福祉法人の会計を企業会計のルールで表現する手法を開発し、通常は1年が終わらないと収支が分からないことが多い社会福祉法人の中で、月次で執行状況を把握し、対予算・対前期と比較しながら問題点を把握し、素早く対応をとる体制を全国でも最も早く構築しています。

2. コスト意識を持った職員の育成

上記で把握した月次の数字は、それぞれの項目が具体的に分かる表にされ、毎月各事業所毎に所長と現場のリーダー達が参画し、会計事務所も参加する事業所ごとの施設経営会議で公開され検討されます。そして、さらに問題を追求するために必要なデータがあれば、それについて会計事務所に詳細分析を求め、問題点が改善されます。例えば、水道代や電気代などで、一年間のデータの変化を前年データと比較したり、法人内の他の事業所と比べたりすることで様々な対策を発見した事例があります。

また福祉の職員は会計数字にはなじみがないため、リーダーとなる段階の教育研修の中で会計事務所による数値の見方の研修が行われ、財務の専門知識を習得します。

3. 法人としてのコスト把握、財務管理

月次のデータは、まず事業所ごとにその事業所の幹部職員で検討されますが、次の段階では法人内地域ケアプラザの所長会議でそれぞれの数字や活動状況が報告され、共通の問題点や対策案の共有が行われます。

また、理事長が参画して毎月行われる法人全体の経営会議で報告され、法人全体の財務状況借入金などの状況も含めて共有されます。会議では理事長から、横浜の団体や全国福祉施設経営者協議会介護保険部会の最新の情報・制度動向などが説明され、それらが経営方針に反映されます。

4. 制度改定など、困難な経営環境に負けない職員意識の育成

前記の様々な職員教育に加え、三年に一度の介護保険改訂時にはその前年度に、今後の法人を担う次世代リーダーを集めて、改訂対応のプロジェクトチームが生まれ一年間の活動が行われます。このプロジェクトでは国や横浜市の制度改定の方向やその理由が、理事長をはじめとする幹部職員から詳しく説明され、改訂内容の理解が行われます。その上で、逐一入ってくる審議会などの情報が分析され改訂の方向が予測され、またそれに対する対策案が検討されます。

その結果は、法人全体の経営会議にも報告され、必要な場合はそれに対応するための、人事異動や人材採用の戦略が練られます。その結果、他の法人の多くが、改訂が公表されてから初めて対策を考え、結果として対応に半年から一年の遅れをとるのに対し、当法人では改訂直後から適切な対応をとることができます。またこの間に行われている状況の理解により、キーになる職員達は厳しい制度改定に対しても被害的な意識ではなく、前向きに取り組む姿勢を持つことができます。

5. 予算の執行状況、法人税等の滞納の有無

令和元年度当初予算の執行状況ですが、上半期における法人累計額の予算費を示します。

収入対予算比	101.8%
(支出) 人件費	99.8%
(支出) 事業費等	101.1%
収益	101.2%

ほぼ予算どおりの執行状況で推移しております。

法人市民税及び社会保険料等の滞納はありません(インデックス13、16、17及び18)

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長(予定者)及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1. 職員の確保について

- ①法人全体で多くの専門職を採用し、また採用後も専門資格の取得支援を行っています。福祉保健・介護サービスの人材不足が業界の課題ではありますが、法人のスケールメリットを活かし、安定して職員の確保を行っています。(令和2年4月入職予定者24名)
- ②法人内で毎年約20名の介護支援専門員受験者、約30名の介護福祉士・社会福祉士受験者など、新たな資格取得にチャレンジしています。職員の活躍支援のための法人内異動制度もあり、職員一人ひとりの希望や適性を踏まえ、地域ケアプラザの事業展開に適切な職員を、法人内職員を中心に確保します。
- ③地域採用の新規スタッフの確保も法人内の既存7地域ケアプラザでのノウハウを活かし、適切で効率的な人材の獲得を行います。

2. 職員の適正な配置について

- ①地域ニーズに適合した仕事をするために人員配置基準はもちろんのこと、基準以上の必要な配置を積極的に行います。また、育児休業、介護休業、有給休暇取得の推奨、またライフスタイルに合った勤務時間や日数の勘案も行い、働きやすい職場環境をつくります。法人内の事業所では神奈川県「グッドバランス賞」を受賞するなど、ワークライフバランスに配慮した取り組みを行っています。今後は横浜市の「健康経営」の認証も進めていきます。
- ②人員基準を遵守し、適正な職員配置を行います。
- ③ケアプラザ単体ではなく法人のスケールメリットをいかしたキャリアパスのシステムを導入しています。法人全体で職員の確保と適切な配置を有効的に行います。また職員の能力が発揮できる人事評価制度(職群別資格等級制度)により働きがいのある職場作りを行います。
- ④有資格者が必要な職種については、単に資格を持っているだけではなく福祉・医療などの経験

を重視した採用・配置を心がけ、専門性の高いサービスの提供ができる体制をつくります。またスキルの高い法人内部職員によるOJTの実施などの新人育成カリキュラムを有しています。

- ⑤内部研修・外部研修や自己研鑽なども含め職員育成し、能力のある職員は、ふさわしい職場や職種に配置します。現在の職場では能力を発揮できない職員についても、育成のための面接を行い、その職員の能力や適正に応じた職種や職場の提供を行います。
- ⑥相談業務やご利用者様の対応を適切に行うために、ケアプラザ内の他部署の事業状況を十分に相互理解し、また業務の連携を図ります。
- ⑦未経験もしくは経験の浅い職員も、当該ケアプラザ内での育成のみでなく、法人内7地域ケアプラザのヨコのつながり（包括部会・地域交流部会・居宅部会・通所部会）で情報交換や相互研修などを行います。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

①それぞれの専門分野の能力を高めることは当然のことながら、地域で活動する一員として地域での問題や課題などは自らの問題と認識し解決できるよう、意識を高めるとともに内部研修や外部研修を通じて専門性の向上を目指します。

②一人ひとりの高い専門性に対してより相乗効果を生むためにも、各職種・各部門の使命を果たした上で連携・協力できるように組織体制を構築しチーム作りを行っていきます。



③基本となるコミュニケーション能力を図るために、専門講師の講座を受講していきます。「自己理解と気づき」「自発性」「親密さ」を通して「自律性」を身につけることにより、円滑な人間関係作りができる職員を育成します。

④新規開設メンバーや新任職員は、法人が運営する地域ケアプラザでの事前研修を約1ヶ月間行い、ケアプラザ職員として必要となる基本的な知識や技術を学びます。

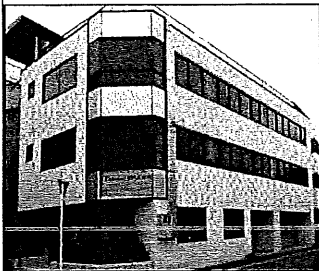
⑤年間の研修計画として、以下の8項目を全職員の必須研修とし実施しています。

- ・法人理念、就業規則、倫理規定などの法人ルール
- ・個人情報保護、プライバシー保護、ハラスメント防止
- ・権利擁護（人権、身体拘束廃止、虐待防止など）
- ・接遇、コミュニケーション
- ・防災訓練、避難所開設訓練
- ・リスクマネジメント
- ・感染症予防
- ・認知症の理解とケア

氏名	研修項目	研修日時	研修内容	研修結果
山田 太郎	法人理念	1/10	法人理念の理解	○
山田 太郎	就業規則	1/10	就業規則の理解	○
山田 太郎	倫理規定	1/10	倫理規定の理解	○
山田 太郎	個人情報保護	1/10	個人情報保護の理解	○
山田 太郎	プライバシー保護	1/10	プライバシー保護の理解	○
山田 太郎	ハラスメント防止	1/10	ハラスメント防止の理解	○
山田 太郎	権利擁護	1/10	権利擁護の理解	○
山田 太郎	接遇	1/10	接遇の理解	○
山田 太郎	コミュニケーション	1/10	コミュニケーションの理解	○
山田 太郎	防災訓練	1/10	防災訓練の理解	○
山田 太郎	避難所開設訓練	1/10	避難所開設訓練の理解	○
山田 太郎	リスクマネジメント	1/10	リスクマネジメントの理解	○
山田 太郎	感染症予防	1/10	感染症予防の理解	○
山田 太郎	認知症の理解とケア	1/10	認知症の理解とケアの理解	○

⑥職員個別の「いきいき個人研修記録シート」で一人ひとりの職員に対し、修めるべき必須研修と、職員の専門性や経験に応じた個別の研修を年間でわかりやすく管理します。

<法人共通の人材育成の仕組み>



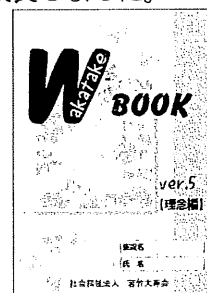
1. 法人として職員の育成カリキュラム（別紙「社会福祉法人 若竹大寿会 人材育成体系」参照）があり、採用年次による定期的な研修（別紙「年間研修カリキュラム」）とフォローアップ体制をとっています。

研修を体系化するとともに、法人として人材育成に重きを置いていることを具現化するため、念願であった独自の研修センター（左

写真/神奈川県平川町）を平成22年に設置しています。「人を大切にする」人材育成の仕組みは専門誌等でもたびたび紹介され、全国から見学者も訪れる取り組みに成長しました。

①法人共通事項を明確化するために、「わかたけブック」を作成し、毎年更新しています。

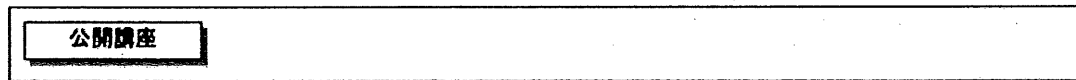
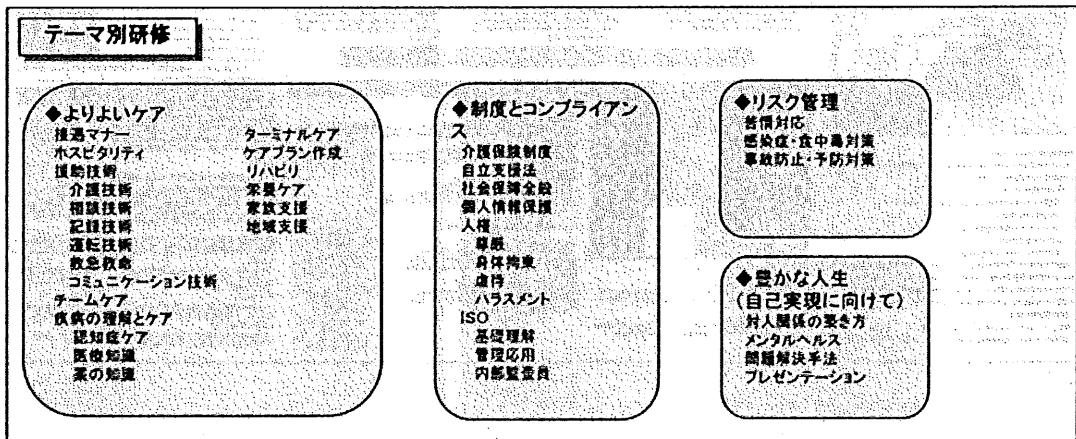
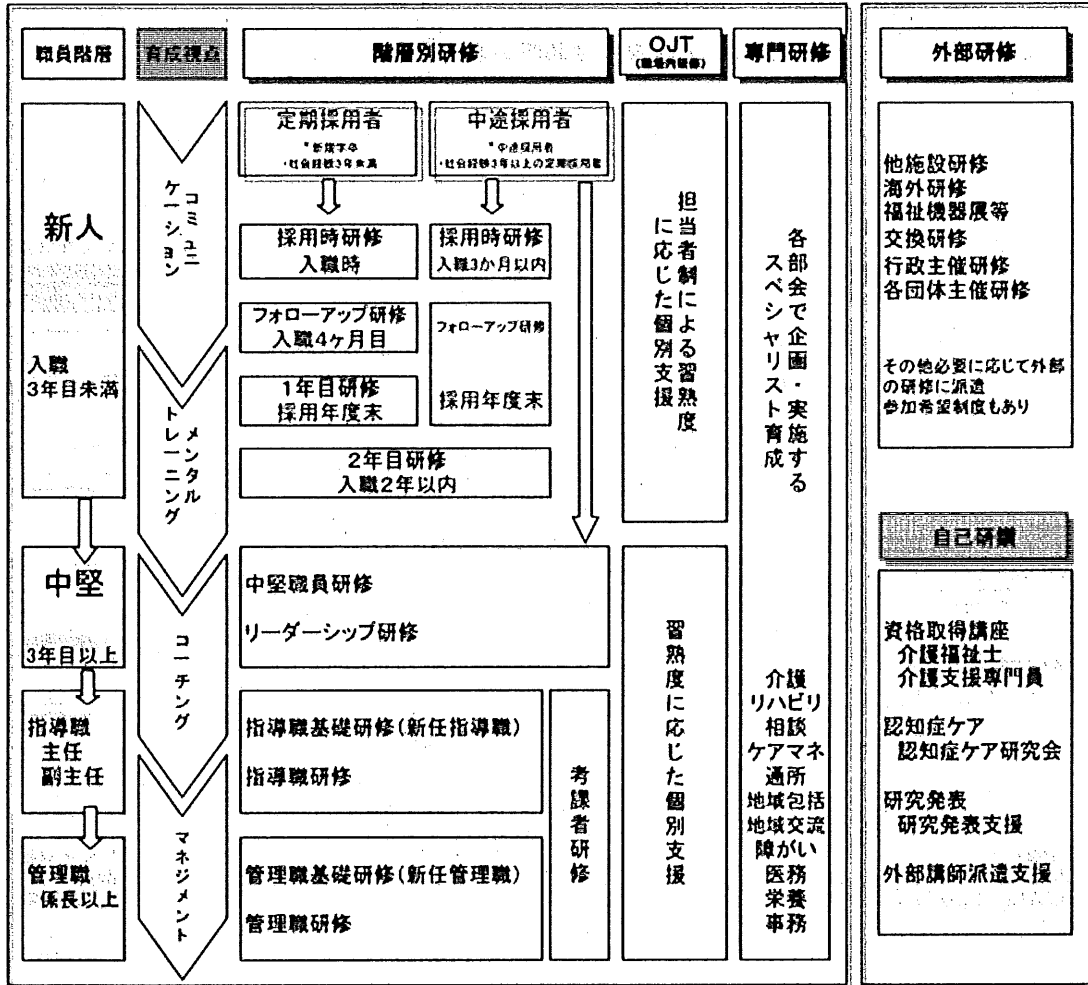
これは「理念編」「ルール編」「資料編」の3部からなっており、常勤非常勤問わず全職員に配布し、法人研修や各事業所での研修に活用しています。



社会福祉法人 若竹大寿会 人材育成体系

「人を大切にする」という法人の使命を実現していくのは、一人ひとりの職員です。その職員が輝くための支援を人材育成の核として、「自ら考え、自ら行動し、自ら輝く」職員を育成支援します。

楽しいから頑張れる・一人ひとりが輝ける・若竹大寿会は職員を大切にする法人です。



4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

市民が利用する公共施設としての意識を持ち、安全性の確保と良好な機能保持のため、施設全体の維持管理は専門の業者に委託し、定期的な保守及び点検を行っていきます。

具体的には下記の部分について信頼の置ける業者への委託を行い、報告書は必ず管理者が確認し、修繕等が必要な箇所については施設の運営に支障がでないように早急に対応いたします。また委託業者については定期的な供給者評価を行うようにいたします。

- ①月1回以上の全館清掃とワックスがけ
- ②消防用設備の点検を年2回、自主的な消防設備点検を年2回
- ③設備巡回点検として、空調、衛生、電気の各設備を月1回
- ④エレベーターの直接点検を3ヶ月に1回及び監視システムによる毎月点検
(エレベーターはフルメンテナンス契約とします)
- ⑤自動ドアの点検を3ヶ月に1回
- ⑥配水管の点検を年1回
- ⑦建築設備の点検を年1回
- ⑧害虫駆除を年2回
- ⑨グリストラップの清掃を年1回

快適に過ごすために、来館される方々にとって温かい雰囲気を感じていただけるような工夫をいたします。

- ①定期的な植栽の管理及び四季の花々を植えるなどの環境作りを行います。
- ②季節に合わせた飾り付けなど、季節感や安らぎを与える環境作りを行います。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

1. 事故防止について

事故の発生はさまざまな要因が重なったときであり、事故になっていたかもしれないような出来事は常日頃から起きているというハインリッヒの法則を活かして、たまたま事故にならなかったが、ひやりとした案件を「ひやりハット事例」として収集して分析し、事故の防止につなげ、職員の意識を高める活動を行っています。これによって、同様の事故が再び起きることを防ぐのにも効果を上げています。

とはいえ、全ての事故を防ぐことは難しいのですが、事故が発生した際は、法人で磨き上げてき

た事故対応のマニュアルに基づき、素早く、適切な処置が行えるようになっていきます。その際には必ずご家族にご連絡して状況を的確に説明し、納得していただいた上で行うことを心がけています。

2. 災害対策

いつ起こるかわからない災害について、法人としては「災害対策マニュアル」を整備しており、緊急連絡網と災害発生時等の職員配置体制ガイドラインを設け、組織全体で火災等、不測の事態に対応できる体制を整えています。年2回の法定訓練はもちろんのこと、地域の方と協力しての訓練や災害時の協力体制の整備、特別避難場所であることの周知や地域の災害ボランティアネットワークへの参加などを通じて、ケアプラザが災害時に地域住民と協力して活動できる体制を整えていきます。

また地震だけではなく、風水害時の避難場所としても活用していただけるように、区役所の所管部署と連携を図り、協力してまいります。

3. 急病時対応

法人として、事故発生時の対応法は「事故対応マニュアル」に沿って行います。特にケアプラザは高齢者だけでなく、乳幼児、障がい者の利用も多いことから、急変対応についてはその点も考慮した研修を行っております。館内には、AEDを設置し急病者に備え、職員も救命救急の研修を毎年行います。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

1. 日頃の備えについて

- ◆震度5強以上の地震が発生した場合の職員参集規定を定期的に職員間で確認をします。
- ◆応急備蓄物資として市から配布を受けている物資の適正な管理に加え、大型バッテリーなど昨今の災害発生状況を考慮した物品を整備します。

2. 訓練について

- ◆「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき、災害発生を想定した福祉避難所開設訓練を実施します。
- ◆「福祉避難所情報共有システム」を利用した全市の訓練に参加します。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

1. 建物への被害について

- ◆建物に被害が出た場合には、直ちに必要な措置を講じ、区や関係機関に速やかに報告します。
- ◆二次災害防止の観点から、直ちに安全対策を講じます。

2. 避難者支援について

- ◆震災以外の風水害や都市災害の発災時にも、区からの要請に対して、できる限り被災者の援助活動を行います。

3. ネットワーク構築

- ◆エリア内の医療機関・介護事業者・居宅介護支援事業者等と、災害時連携の協議やケア会議を実施することで、ネットワーク構築を行います。
- ◆発災時には被害の情報を収集し、ツイッター等のSNSを通して発信します。
- ◆平時における地域の自治会町内会等で実施する災害時要援護者支援の取組を支援します。
- ◆日頃よりエリアの消防署・消防団・自衛消防組織等との顔の見える関係づくりを行います。

4. 受援のための備え

- ◆広域災害等で職員自身が被災し、ケアプラザの業務遂行が困難となり、外部からの人的支援を受け入れた場合であっても業務をスムーズに引き継げるように、安否確認名簿等を定期的に紙媒体に出力して保管を行います。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

1. 部屋貸しの公平性

各団体の種別（Ⅰ団体・Ⅱ団体等）をしっかりと管理し、希望日時が重なった場合の抽選を利用者の前で行う仕組みを取り入れ、疑義の生じない貸館業務を行います。
ケアプラザのロッカーの貸し出しについても年1回の見直しを行い、利用団体に偏りのないようにしていきます。

2. 介護保険サービス事業者への公平性

- ①ご利用者の希望に沿った事業者選定を心掛けます。
- ②希望事業者が無い場合等においては、ホームページや事業所リストからご利用者が選べるよう支援し、特定事業所への誘導を行いません。
- ③会議等で介護保険サービス事業者とは顔の見える関係作りに努め、公平性に疑義の生じないよう努めます。
- ④居宅介護支援事業においては、特定事業所集中減算を生じさせないよう最大限の注意を払って運営いたします。
- ⑤年1回、地域包括支援センターにおける公正中立性の確保に関するアンケート調査を実施し

横浜市に報告するとともに、課題があった場合は改善していきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

1. 内部監査の取り組み

法人内で「指導職」以上の役職のある者は、「内部監査員」として他施設のサービスをチェックする役割を担っています。法人内全施設が年1回内部監査を受けることとなっており、顧客満足度を高める施設運営につながるよう、内部監査員が各施設のサービスをチェックしています。

2. ニーズ把握、苦情対応

①ご利用者アンケートの実施

- ・自主事業では実施毎にアンケート調査を行います。
- ・毎年、指定管理者のアンケートを行います。

②ご意見箱の設置

「ご意見箱」を設置します。

③第三者委員会の設置

公正中立な立場からあつせん・調整を行う第三者委員会を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備します。

④担当職員の配置

「苦情受付担当者」を配置し、「苦情解決責任者」である所長及び全職員が受けた苦情等の内容を把握できるよう、法人の定める苦情対応マニュアルに則った対応を行います。

⑤早急な解決に向けた取り組み

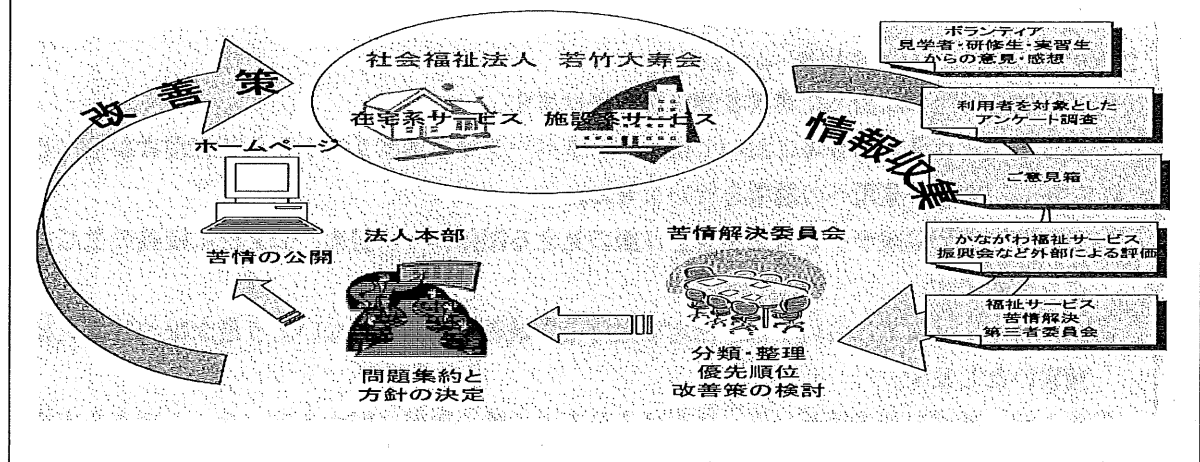
職員会議等を通じて周知を行い、苦情等の対応は全職員が出来るように内部、外部研修を通じて人材育成を行っていきます。

⑥行政等への申立への援助

ご利用者が納得せず、市、区又は国民健康保険団体連合会などへ苦情申立を希望された場合は、誠心誠意その手続きに協力いたします。

⑦市・区への報告

必要に応じて、市や区に要望や苦情についての報告を行います。重要な事柄なものに関しては発生の都度報告いたします。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1. 個人情報の保護

法人として「情報保護規程」「情報公開規定」を制定し、個人情報の保護に取り組んでおります。具体的な取り組みとして個人情報保護マニュアルを整備し、特に下記については法人全体として重点的に取り組んでおります。

- ① 職員採用時に誓約書を取得
- ② 職員採用時と年1回以上の個人情報保護の研修実施
- ③ 個人情報の記載されたファイル等の鍵付き収納庫保管
- ④ パソコンはパスワード保護し、ノートPCはワイヤーでの固定。
- ⑤ パソコン本体にはデータを保存せず、外部サーバーに保管することにより、万が一の盗難等事故の場合もデータ流出の可能性を排除。USBメモリの使用禁止。
- ⑥ 保守管理等の委託業者間との情報保護に関する誓約書の取得
- ⑦ FAX送信時、郵送時2名での確認体制の徹底。

全職員に研修を通して個人情報の利用、取得並びに適正、安全な管理等、周知徹底を図り、定期的に各職員がチェックリストを用いて個人情報漏洩防止のためのチェックを行い、常に全職員が意識するよう努力してまいります。特に個人情報の管理については職員一人一人の自覚と責任が大切であり、日々の声かけと研修を充実させてまいります。また、実習生、研修生、ボランティアにも守秘義務に関する誓約書を提出してもらいます。

2. 情報公開の取り組み

- ①法人として、「情報公開規程」を設けております。

地域ケアプラザにおいて情報の公開の開示があった場合はその規程に則り、個人情報保護に最大限に配慮しつつ、積極的に情報を公開してまいります。

- ②施設内に「決算書」「運営規程」「各種規程」などを閲覧出来るように配置します。
- ③ケアプラザ広報誌を発行します。

活動内容や講座・行事案内などを掲載し情報提供してまいります。地域自治会や地域内の郵便局・学校等への広報誌配布、自主事業参加者や老人クラブの方等に配布、関係機関、関係事業所等に配布をしてまいります。

- ④施設のホームページを開設し最新情報が届くようにしてまいります。

現在公開中の法人が担当する7つのケアプラザでは、月に2回以上の情報更新を目指し、それぞれが毎月10000件以上のページビューの実績があります。

- ⑤ケアプラザの道路側に掲示板を設置し最新情報を提供してまいります。
- ⑥施設見学も随時受け入れを行い、開かれた施設を目指します。

3. 人権尊重の取り組み

福祉施設については、ご利用者に対する職員の人権感覚豊かな対応が特に要求されます。職員への人権研修を充実させるとともに、入所者に対する人権擁護の徹底を図ります。

市の人権施策基本指針に基づき、同和、外国人、女性、障がい者、高齢者、こども、職業等への差別に対して、採用時、または日々の研修を通して全職員に啓発を行っています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

「3Rによって更なるごみ減量と脱温暖化に取り組み、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことができるまち・横浜の実現」に向け、横浜市の3R夢に則ってゴミの分別の徹底に取り組んでおります。これからもゴミの減量化や再資源化の活動に推進してまいります。

1. 3R夢行動の取り組み

- ・「ごみと資源物の分け方」に基づき、分別を徹底していきます。
- ・古紙、缶・びん・ペットボトルなど分別ボックスを利用し、分別排出をこころがけ積極的にリサイクルしていきます。
- ・ペットボトルのキャップはペットボトルキャップ収集ボランティアに送り、社会貢献していきます。
- ・使用済み切手は、障がい者団体に送り、社会貢献していきます。
- ・館内利用者にはゴミの持ち帰りを依頼し、協力を仰いでいきます。

2. 省エネルギー対策

- ・設定温度を夏は28度、冬は20度に設定し、節電に努め地球温暖化防止に寄与します。また、最大消費電力管理システムをほぼ全ての施設に導入しており、消費電力が規定の電力量を超えそうなときは警報が鳴って職員に知らせるシステムを導入しています。
- ・光熱費削減のため、電気はこまめに切り節電を心掛けます。また利用者に対しての節電のお願いを、ポスターや利用団体の交流会などを通じて周知いたします。
- ・デマンド監視装置を設置し、ピークの監視を事務所内でできるようにいたします。

3. 目標管理

- ・省資源・省エネルギー・リサイクル・廃棄物の減量化など、環境負荷を継続的に低減するために、取り組む課題の目的・目標を定めて達成に努めます。また、定期的に年1回の見直しを行っていきます。

4. 市内中小企業優先発注

- ・横浜市中心企業振興基本条例に基づき、市内事業者への発注の取り組みを行います。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域の福祉保健の拠点として位置づけられています。

「よこはま地域包括ケア計画」および「地域福祉保健計画」については、「地域の身近な生活課題を解決し、誰もがいつまでも、どんなときも、自分らしくいられる街づくり」の実現を目指し、

更には地域共生社会の実現に向けた地域づくりに積極的に取り組みます。

1. 主体的な活動への参加

- ・定期的な話し合いの場を提供することで、地域に住む方、自らが課題に気づき、それを解決することができるように支援します。住民の話し合いにより年間に取り組むテーマを地域課題の中から決定し、主体的な活動への参加が出来るよう支援していきます。

2. 地域とのつながり

- ・地域での行事やイベントに参加し、ケアプラザに来所される方以外にも、顔の見える関係を構築していきます。

3. 広報や出張による、積極的な情報発信

- ・広報誌の発行・ホームページの定期的な更新を行うことにより、ケアプラザの事業の積極的なPRや福祉保健情報の発信を行います。
- ・地域の自治会館等をお借りして、出張による介護保険制度や認知症予防・介護予防についての講座を実施いたします。

4. 福祉の担い手の育成

- ・地域小学校・中高校生の福祉学習やボランティアの受け入れを行うとともに、ボランティア講座を実施して地域福祉の担い手が育つよう努めます。
- ・中高年の男性の社会参加を促し、地域福祉の担い手になれるような事業を実施します。

5. 高齢者虐待防止・認知症予防等の理解を深める研修と相談

- ・地域住民が健康に安心して暮らしていけるよう、「高齢者の権利擁護」・「認知症についての理解」が深められる講座を実施し、早期の発見と見守り相談体制の構築に努めます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

1. 情報ラウンジ、館内掲示等の充実

- ・ケアプラザに足を運んで下さる方への提供方法としてはやはり掲示やチラシといった取り組みが有効であると考えます。

館内掲示などで地域課題や各種団体の取り組みをPRすることにより、来館者に対して問題意識を持っていただくことに取り組みます。

- ・ケアプラザにはいろいろな所から研修等のチラシが送られてきます。高齢者・子育て・障がい等の各分野に分けて配架し、来館者が欲しい情報を取れ、情報が行き届きやすい環境を提供します。
- ・ケアプラザ外の掲示板にも情報を置き、中に足を運んだことがない方でも通りすがりに情報を見ていただき、関心を持っていただけるようにします。

2. ホームページ等の取り組み

- ・子ども、障がい者に関してはインターネットなどを活用して情報を集める方も多いので、ホ

- ホームページを充実し、各種の情報へアクセスできるようリンク先の充実に努めます。
- ・ SNSの活用により新鮮な情報が届くように、ツイッター等の活用を進めていきます。
 - ・ ケアプラザ内外のさまざまな研修や事業のチラシをホームページから情報としてデータ配信していきます。
 - ・ どのような方でも情報を受け取れるために、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ作成を心がけます。
3. 新聞、掲示板等の活用
- ・ 特に高齢者は回覧板や地域の掲示板からの情報収集が中心になると考えます。月1回の新聞発行を中心に、情報を提供していくようにいたします。
 - ・ ケアプラザ広報誌は、ケアプラザの自主事業の対象となる方がわかりやすいように表記の工夫をします。また、福祉のお役立ち情報や、地域の障がい者支援施設、町内で活躍している担い手の方にスポットを当てた情報など、多くの方々に関心を持っていただけるよう工夫をします。
4. 窓口での情報提供
- ・ 相談に訪れた方に対して適切や情報提供が出来るよう、日頃から情報の収集に努めるとともに、ファイリング等を適切に行い検索・提供がスムーズに行われるように努めます。
 - ・ 問い合わせの有無だけでなく、来館者や貸館利用団体へも自主事業やイベントのお知らせをお渡しし、積極的に情報を提供します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

第4期地域福祉保健計画や介護保険制度改正に関する情報など制度や今後の取組方針などの情報把握に努め、行政・関係機関との連携を推進し幅広い分野の相談に対応できるように、ケアプラザ職員全体で情報共有します。ケアプラザ部門毎の会議や全体会議を定期的に行い、総合相談内容によっては連絡ノートを使って職員全体で情報を共有し、誰でも対応できる支援体制を整えていきます。また、公的機関及び介護サービス事業者などの専門機関と連携することにより、地域の福祉保健活動がより活発かつスムーズに行われるように、下記の方法で情報把握と連携に努めます。

ケアプラザ内連携では、地域交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターは包括支援センター3職種の専門職と共に各種相談に対応していきます。また、公的な機関及び介護サービス事業者などの私的な機関と連携することにより、地域の福祉保健活動がより活発かつスムーズに行われるように、下記の方法で情報把握と連携に努めます。

1. 各部門の連携

- ・ 包括部門が受けた相談は、毎朝行うミーティングで情報を共有し、滞りなく支援を行えるようにします。
- ・ 週に1回管理者と常勤・非常勤を合わせた居宅介護支援部門職員、主任ケアマネジャーとで

会議を行い、個別相談ケースや行政・地域包括との情報共有を行います。

- ・月に1回管理者と包括3職種・2人のコーディネーターとで会議を行い、お互いの日常業務や自主事業の予定、地域情報などの共有を密に行います。
- ・月に1回管理者と常勤・非常勤を合わせた職員会議を行い、ケアプラザ全体業務についての情報共有を行います。

2. 関係機関の情報把握と連携

- ・区における会議体（ケアプラザ所長会、地域交流研究会、生活支援体制整備、地域包括支援センター連絡会）等を通じた情報収集と連携を行います。
- ・難しいケースへの対応や在宅支援については、地域の医療機関、医師会等の団体との連携体制を図っていきます。
- ・区内にある他地域包括支援センターと連携し、医療機関や福祉施設等の情報をまとめ、ケアマネジャー等に対し公表し、支援を行います。
- ・障がい関係の課題が発見された場合、基幹相談支援センター（地域活動ホーム）や区とネットワークを作り、チームで関われる支援体制づくりを行います。
- ・地域の医療機関や介護保険事業所（居宅介護支援事業所、サービス事業所等）との定期的な情報交換会、勉強会を開催していきます。
- ・福祉保健関係機関のみならず、地域を支える警察や消防、学校との連携についても支えあいネットワークや地域自治会との活動の中で、顔の見える関係を構築していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

制度を超えたサービスのシームレスな提供体制の構築を推進するため、医療・介護・福祉など多様な専門職の協働体制のみならず、地域住民を含めた地域社会との連携と協働を確立していきたいと考えております。当事者や地域住民が主体となって地域課題に取り組んでいけるために、ケアプラザとして各自治会町内会単位や各種組織の話し合いに積極的に参加していき、共に地域課題を考えていく仲間という環境を創出していきます。

1. 主体的な活動への参加

地域にはすでに自主組織として定期的な会合を開催している自治会町内会、民生児童委員、老人クラブなどの資源がありますので、その場に職員を派遣するなどして、顔の見える関係といざという場合に相談に応じることのできる体制を組んでいきます。

2. 積極的な情報発信

- ①広報誌の定期的な発行・ホームページの定期的な更新により、ケアプラザのPRや情報を発信していきます。

- ②地域の自治会館や地区センターなどをお借りした出張講座等を開催していきます。
- ③SNS等を利用したケアプラザ情報の発信や地域のイベント情報などの発信を通じて、福祉保健に関わる方以外の住民へのアプローチを行います。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

所長会及び各職種の連絡会等を中心として連携を図り地域と行政・ケアプラザが一緒に取り組む協働体制の構築に努めます。また、個別ケース地域ケア会議を通して地域課題の解決と地域の繋がり・支え合う仕組み作りを協働して取り組んでいきます。

◆第4期地域福祉保健計画の推進に向け、地区別グループ担当として地域の情報を把握し打ち合わせや地区別懇談会開催に取り組めます。地域の福祉保健活動がより活発・スムーズに行われるようになるため、地域情報を共有しさらなる連携推進を図ります。

◆月1回区役所高齢支援担当・区社会福祉協議会・包括支援センターで定期的にカンファレンスを実施し、支援困難ケースでは担当するケアマネジャーにカンファレンス参加を呼びかけ、ケースの課題解決に努めると共に地域全体の課題として捉え、区役所・区社協と連携して地域ケア会議や研修会を開催していきます。

◆区が実施する「子育て支援相談日」等の事業に協力し、会場提供や広報誌掲載など積極的に支援していきます。

◆区行政からの情報は館内に掲示し、チラシ等は来館者や関係者が自由に取りやすい場所に置くなど工夫をします。また、ケアプラザで実施する講座において参加者に配布するなど積極的に情報提供を行います。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局として、地区別支援チームのメンバーの中でどのような役割を果たし、どのような体制でどのように取り組むか具体的に記載してください。

地域の情報やニーズから地域支援方針及び地域支援計画を決定し、地域住民にケアプラザ、区役所、区社協等の専門職が寄り添いながら、一体となって地域づくりを行う体制を構築していきます。

◆地域の皆様と区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザなどの公的機関が一緒になって、地域の中でお互いに支えあえる、助け合える関係を作り地域の皆様との話合いの開催や重点課題の解決に向けて取り組んでいきます。

- ◆地区連合町内会会長を窓口として、事前に打ち合わせし、その後地域の状況により様々な形態で話し合いに取り組みます。
- ◆5職種連携により、ケアプラザの各種事業を通して地域の担い手の発掘支援を区役所、区社会福祉協議会などと連携します。
- ◆区、民生委員、地域包括支援センターなどで情報共有し、協力体制を強化します。

キ 地域包括ケア区行動指針の推進について

地域包括ケア区行動指針の推進主体の1つとして、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の中でどのような役割を果たし、どのように取り組んでいくか具体的に記載してください。

地域で支えあいながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができ、介護予防・健康づくりに取り組み、その人らしく自立した暮らしを続けて行けるよう支援します。

- ◆多職種が連携して在宅医療・介護サービスを提供できる体制強化
- ◆インフォーマルサービスや介護予防・日常生活支援総合事業を介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに適切に活用できるよう、区役所・区社会福祉協議会・ケアマネジャー・地域ケアプラザ5職種などと連携し推進します。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

今後ますます住み慣れた地域での生活が基盤になる中、多分野に渡った課題をもつ家庭の増加が見込まれます。

高齢者分野に強い地域包括支援センターと、子ども、障がい者等との強いネットワークをもつ地域交流部門とで、日常的に協力、情報共有し、多分野への相談に対応できる体制作りをしています。

- ◆ケアプラザだけに留まらず、地域に積極的に行き福祉保健相談・講座を行うことができるよう地域出張講座のメニュー表を地域に配布し、地域のニーズに応えられる講座等を開催出来る様にまいります。
- ◆研修へ積極的に参加し、最新の情報を入手し情報を地域へ持ち帰り、活動の開発に活かせるよう努めてまいります。
- ◆関係機関から送られてくる情報は、分野ごとに分類し、パンフレットスタンドにて情報提供していきます。常に新しい情報提供できるよう、定期的にメンテナンスをしていきます。
- ◆ケアプラザの外の掲示版には、国民生活センターの見守り新鮮情報を参考にした悪質商法の手

口や、地域の自治会、町内会の行事、サークルの情報を掲示し、閉館時にも情報提供ができるようにしていきます。

◆地域の自治会、民生児童委員協議会への出席、関係機関団体との連携、地域のサークル活動、ケアプラザを利用されている団体との連携により、地域のフォーマル、インフォーマルサービスについての情報を得ていきます。

◆入手した情報は、分かりやすいようマップ等にまとめ、相談者やケアプラザに来館された方、地域の集まりなどで配布します。

◆ご利用者の状況により、必要があればご利用者と関係機関とつなぎ、情報が有効に活用できるようにしていきます。

◆子育て世代には、定期的な勉強会や体操をお母さんたち中心に開催していけるようボランティアや各関係機関と繋げていけるようにしてまいります。

◆不登校の子どもと親が集える場づくりを支援するとともに、大人の引きこもりへの対策として北部ユースプラザと連携した取組を行います。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

1. 活動する場の提供について

◆ケアプラザの広報誌（新聞）を毎月発行し地域の自治会や町内会の回覧板・掲示板通じて展開させていただければと思います。掲示板では、最新の情報をチラシで掲示して地域にケアプラザの事業を広報し、情報が行き届きやすいようにしてまいります。また、多世代の方に利用いただくため、小中学校での配布も検討しケアプラザの情報提供を行ってまいります。

◆ケアプラザ新聞を設置していただける場所を増やし、金融機関やクリニック、スーパーやコンビニなど人が集まる身近な場所で、より多くの方に手に取ってもらえるようにしていきます。

◆広報よこはまやタウンニュースに情報を載せることで幅広いエリアの方に情報提供していきます。

2. 利用促進について

◆貸館利用団体が、その活動だけに終始するのではなくケアプラザの方で仲介し、講師やボランティアとして活躍してもらえるような働き掛けをしていきます。

◆自主事業に関しては、内容によってはなるべく貸館の利用が少ない時間帯に設定するようにして、定期的に利用されている団体の方がより効果的継続的にご利用いただけるよう調整していきます。

◆ホームページ以外にもツイッターや Facebook、インスタグラムなどの SNS も活用していき事業の広報や様子を幅広い世代に情報発信してまいります。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1. ボランティアの登録について

デイサービス等のないケアプラザでのボランティアの登録の意義は、地域の多様なニーズにお応えするボランティアをコーディネートすることだと考えます。団塊の世代と言われる方々が全員後期高齢者となる 2025 年を見据え、地域住民相互の支え合いを育めるように、多くの方々にボランティア登録をしていただけるよう様々なイベントや講座を実施いたします。

2. 育成及びコーディネートについて

◆登録いただいている個人ボランティア希望者に様々な地域の活動にご参加頂けるよう地域の連合自治会や地区社会福祉協議会、ボランティア団体と「地域ボランティア人材バンク」として共有できるよう調整をして参ります。

◆ケアプラザで実施する様々な事業の内、地域のボランティアの方の力を特に必要とする事業（傾聴や居場所活動）において安心してご活躍頂けるよう様々な講座を計画して参ります。（認知症サポーター養成講座や傾聴、車椅子の操作講座）。

◆貸し館登録団体には様々な保健福祉活動への協力をご案内します。地域の子育て支援事業や居場所での活動や住民向けのイベント開催への支援を行って参ります。

◆使われていない農地を活用した福祉農園づくりなど、不登校の子どもや引きこもりの方々が地域社会で居場所を見つけ、活躍のきっかけを見つけられるような場づくりを推進します。

育成したボランティアの方々が活躍する団体が立ち上がり、インフォーマルサービスとフォーマルサービスがコラボレーションしながら、地域住民が互いに支え合い、制度に捉われないあらゆる困りごとを敏感に把握し、住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つが一体的に提供される重層的かつ包括的な支援・サービスの提供体制を構築します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

◆ケアプラザ新聞を毎月発行し、ホームページで発信するとともに地域の協力を得て回覧板での周知、地域の学校、医療機関、福祉施設、商業施設等への配架を依頼します。

◆貸し館利用のサークル情報をまとめたファイルを作成し、定期的に更新して地域の方にも公開していきます。

◆情報ラウンジを地域のサークル活動の紹介の場としても有効活用していきます。

◆貸館を利用している団体に呼びかけ、交流会等を企画し、団体同士の交流が行えるような場を作っていきます。

◆民児協や地区社協の会合に参加し、地域の福祉人材に関する情報交換・収集をおこないます。

◆自主事業などの参加者が、ボランティア活動や地域活動に興味を持てるような館内掲示やチラシ作成をしていきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

高齢者の生活支援、介護予防、社会参加等に資する、住民主体の地域活動や生活支援サービス等の実態を把握・整理し、高齢者のニーズに対して必要な資源を分析するために、どのように取り組んでいくか、地域ケアプラザ内の職種間連携の視点も踏まえて、具体的に記載してください。

生活支援コーディネーターは、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らしていけるような地域（地域包括ケアシステム）づくりをコーディネートしていきます。

1. ニーズ把握

電球の交換、庭木の剪定など、高齢者には難しい、しかし介護保険では対応できないようなニーズは少なくありません。また、傾斜地にある住宅地やエレベーターがない団地、近所にスーパーがない、バスの本数が少ない、などといった地域特有の問題もあります。

地域のイベントや集会に出向くことで地域の高齢者やご家族の声に直接耳を傾け、こうしたニーズや課題を把握していくことが生活支援コーディネーターにとって重要な業務です。

2. 職種間連携

生活支援コーディネーターは個別ケースを担当しませんが、地域包括支援センターや、居宅介護支援専門員、区社会福祉協議会職員、区役所等と定期的なカンファレンスや地域ケア会議、情報交換会などを通じ、常日頃から情報交換・意見交換することで地域特有の高齢者のニーズを把握していきます。

3. 課題の整理

市が行っている高齢者実態調査などの既存のデータや人口統計数値などを活用し、担当エリア内であっても地区によってそれぞれ異なる特徴を把握していきます。さらに独自のアンケートやヒアリング等を行うことで担当地域の特徴を整理し、ニーズを明確化していきます。

また、単純に「～したい」といった「要求」をニーズととらえるのではなく、「〇〇があれば自分で△△できる」といったように、できるだけ地域住民の自立支援に資することを念頭に課題を整理していきます。

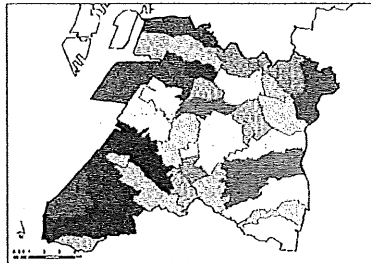
イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

多様な主体が協力して高齢者の生活支援、介護予防、社会参加の充実した地域づくりを進めるために、地域、NPO、民間企業等の社会資源をどのように把握・分析し、連携して取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1. 社会資源の把握・分析

生活支援コーディネーターは、地域の社会資源を把握するために社会資源リストや社会資源マ

ップの作成を行っていきます。その際には地図やグラフを色分けしたり重ねて可視化することでそれぞれの地域ごとの特徴を出していくことも有効です。



(地理情報システム (GIS) を用いた地区別の特徴を表したマップの例)

こうした分析を行うことで、皆が何となく感じていた不便や不満、課題を「見える」化し、よりはっきりとした地域課題へと明確化していきます。

2. 地域活動の担い手発掘

ケアプラザを利用している団体やボランティアの情報を地域交流コーディネーターとも共有し、情報交換を行っていきます。また、地域の資源や関係者を相関図等で表し、全体像を整理したり、核となる人にどういったアプローチが可能かを検討することも重要となってきます。

また、最近では企業や社会福祉法人の地域貢献事業が求められてきています。企業が持つ人的・金銭的資源はたいへん貴重な社会資源です。社会貢献をしたくてもノウハウがない、何をしていたかわからないという企業や法人と相談を重ねていき、地域を支援するチームに入ってもらいよう働きかけていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

地域性を踏まえた上で、地域住民とどのように信頼関係を構築し、目指すべき地域像を共有していくか、また、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について具体的に記載してください。

1. 地域情報の共有

地域の情報や課題をケアプラザ内で共有できたら、次はそれを地域と共有していきます。ケアプラザ内外で行われるさまざまな会議（運営協議会、地域福祉保健計画に関する会議など）で相互の認識をすり合わせ、課題を明確化していきます。

2. 協議体の設置

地域支援の方向性が定まったらそれを具体化していくために必要なネットワークやつながりづくりを行っていきます。

既存の定例の会議体や地域ケア会議、地域福祉保健計画に関する会議等を活用したり、新たな会議体を立ち上げます。

会議にあたっては、地域の活動で多忙な方々に集まっていただく以上、目的や進行、分担、その回の到達目標などを予め明確にし、必要があれば事前の打ち合わせ等も行います。

エ 地域の活動・サービスの創出・継続・発展に向けた支援について

地域性を踏まえた上で、多様な主体による活動・サービスの創出・継続・発展にどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1. 立ち上げ支援

活動の機運が高まったとしても、場所や資金、担い手が不足しては活動を開始することはできません。各種補助金や資金・備品の寄付の調整、情報提供を行って立ち上げがスムーズに行われるよう全力で支援します。

2. 継続支援

活動が開始されたとしても継続していくには新たな担い手を発掘していくことが重要です。地域住民それぞれの特技を把握し、活動参加への働きかけをしていくことが重要です。

なかなかボランティア活動に参加してくれる人がいない、という言葉はどの地域でも聞かれることですが、自分のできる時間や内容と活動が合えば参加してみたいと思っている人は意外と多くいます。そのようなミスマッチを減らすような工夫が必要です。それまであまり地域活動に縁がなかった人たちに向けた事業を行ったり、無理のない範囲でのお手伝いを提案するなどして、少しでも活動への物理的・心理的なハードルを下げることが必要です。

また、困りごとが新たに発生したら情報提供したり解決策を一緒に考えていくことも必要です。生活支援コーディネーターはこうした住民主体の地域活動をあらゆる手段を用いて支援していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

◆地域住民・医療機関・施設・居宅ケアマネジャーからの相談には、包括支援センターの3職種を中心とした専門性を活かし対応します。内容によっては地域活動交流部門や生活支援コーディネーターも関わっていきます。

◆日頃から民生委員・地区社協・自治会町内会・区役所・区社協・地域の関係機関等と積極的に連携を取り関係性の強化をはかり、地域の情報共有に努めます。

◆必要に応じ区役所や地域住民・医療機関・介護事業所・地域活動ホーム等と連携を図り、多角的な視点で早急な問題解決に努めます。また、地域ケア会議や協議体の開催を通じて地域課題の解決に向けた継続的な取り組みをコーディネートしていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ◆グループホームの運営推進会議にも積極的に参画し関係者との関係強化、実情把握に努めます。
- ◆ニーズや状況に合わせた認知症サポーター養成講座を企画し、キャラバンメイトを交えて実施していくことで参加者の意識向上を目指します。また、認知症サポーター養成講座は、ケアプラザ内での企画だけではなく地域の実情に応じて出張講座も積極的に行います。
- ◆区役所と連携し、認知症高齢者等 SOS ネットワークの普及、有効活用に努めます。
- ◆担当地区内の認知症（予防）カフェへ参加し、当事者や援助者との関係性を強化していき状況の把握や共有をしていきます。また、認知症（予防）カフェが継続的に運営していけるよう、広報やボランティアのコーディネート等といった後方支援を行います。
- ◆認知症初期集中支援チームには積極的に参加していき、関係機関との情報共有やパイプ作りを行っていきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ◆虐待対応については、区役所との役割分担の下に十分な共有、連携を図り、関係機関とチームとして対応していきます。
- ◆成年後見制度の普及や消費者被害の防止などの啓発事業について、社会福祉士を中心として実施していきます。ケアプラザ内だけでなく町内会自治会の会合やサロンへも積極的に向かい合うことでの出張講座も実施していきます。
- ◆新オレンジプランに準拠した当事者・介護者支援の取り組みを行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ①地域包括ケアの推進を目的に、民生委員児童委員協議会や地域の行事に積極的に出向き研修会等を実施します。また、民生委員・サービス事業者・居宅ケアマネジャー・医療機関・区社協・行政・ケアプラザ職員等、専門職が集まり地域の課題解決に向けた事業を開催していきます。
- ②ケアマネジャーの支援力向上のために、同行訪問やサービス担当者会議への参加を積極的に

行います。

③定期的に地域ケア会議を開催し、個別ケースによる地域ケア会議から包括レベルの地域ケア会議へと課題を積み上げ、地域包括ケアシステムの確立を目指します。

④地域アセスメントを5職種で行い、課題解決に向け生活支援・地域活動交流の両コーディネーターと協力しながら地域の社会資源開発や情報収集を行っていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

①地域の高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで尊厳を持って生きることができるように、地域の医療機関、ケアマネジャー連絡会、在宅医療連携拠点、区役所との一体的な動きを進めるための研修や地域ケア会議の開催を行います。

②「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」をベースに地域の現役世代や医療とケアをあまり必要としていない方々へのアドバンス・ケア・プランニング（人生会議）の普及を行います。

③今正に医療とケアを必要としている方々および家族等が、本人にとって最善の方針を選択できるように医療者、ケア関係者への研修や啓発を行います。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1. 自立に資するケアマネジメント支援

困り感がなく支援につながらない、制度の狭間に取り残されて支援につながらない高齢者が支援から取り残されないために、多角的な視点での検討が必要です。そのために地域住民、当事者、ケアマネジャー、サービス事業所、基幹相談支援センター、生活支援センター、ユースプラザなどに加えて、医療、司法、警察、商店など多様なセクターからの参加を募ります。また、会議の進行に際しては安心感があり発言しやすくフラットな場づくりの下、分かりやすい情報提示や板書、各種グループワークの手法について常に研究を行いながら実践していきます。

2. 資源開発と政策形成

個別ケースの地域ケア会議、包括エリアの地域ケア会議を通じて地域課題を抽出し、資源開発や政策形成につながるように、地域住民と課題を共有しつつ生活支援コーディネーターの関わりで、資源開発につながるようにソーシャルワークを行います。また、区や横浜市に対して分かりやすく課題を提示し政策形成につながるようアドボケートを行い、地域住民の身近なところから地域福祉の向上が行えるような実践を行います。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1. 介護予防支援事業の運営方針

- ①要介護状態になることを防ぐために、適切な予防サービスを組み合わせてマネジメントを行い、いつまでも地域で役割を持って生活していただけるようご本人・ご家族様と相談しながら予防プランを立案して参ります。
- ②その際にはご本人やご家族様に対するアセスメントを十分に行うことや、サービス提供前にプランの内容をしっかりとご説明し、納得いただいた上でサービスをご利用いただくよう心がけます。
- ③介護保険サービスのみならず、地域ケアプラザで行われているようなサークル活動、ボランティア活動等を積極的にご紹介し、参加を呼びかけ、地域の中でたくさんの友人に囲まれていきいきと生活できるような援助を行っていきます。
- ④地域の民生委員や保健活動推進員、老人クラブや福祉保健に関するサークル等とも連携して介護予防に関する知識の普及や理解を求める周知活動を行い、地域全体の介護予防に対する意識が高まるようにしていきます。
- ⑤効果的な介護予防支援計画が実施できるよう、委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの支援も行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1、運営方針

人生100年時代を見据えて、地域での生活が継続できるように、「要介護（要支援）状態になるべくならないこと」「身体機能や心の健康の維持向上に努め、長く元気であること」を目標として介護予防事業を展開していきます。ケアプラザはその中心的な存在として、健康教室をはじめ様々な普及啓発や活動の支援、実施を行っていきます。

2、普及啓発

- ①一人ひとりが自立した高齢期を過ごす為に必要な、自らの暮らし（今後のライフプランや健康など）について考え行動することを目的に、自主事業の講座において、介護予防・認知症予防についての普及啓発を行います。
- ②自治会や老人クラブ、地域のイベント等に出向き、介護予防・認知症予防等に関する普及啓発を図ります。
- ③介護予防に関するDVDやビデオの貸し出しを行います。

3、事業の展開と活動支援

- ①地域にある自治会館等で一般の住民の方々向けに出前講座・出張相談会を開催し、介護予防に関する知識の啓発やケアプラザで行われる介護予防事業等の周知を行い、多くの方に介護予防に取り組んで頂けるよう努めて参ります。

- ②地域で活動している団体の方々に対して、健康づくりに関する情報提供、支援を行っていきます。
- ③自助グループや元気づくりステーションの活動支援や立ち上げのお手伝いを行います。
- ④介護予防に関するDVDやビデオ、書籍を必要に応じて購入し、情報ラウンジでの閲覧や貸し出しを行います。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域ケア会議を中心とした地域の輪作りが今後は中心になっていくと考えています。平成27年度から本格的に導入された地域ケア会議ですが、当法人のみならず多くのケアプラザで開催することで今までの担当者会議ではない繋がりがうまれています。

実際に当法人内の事例においても、警察、消防、弁護士、マンション管理会社、新聞配達業者、信用金庫など今までの繋がりととは違ったメンバーが集う会議になってきています。その中から警察や郵便局の職員に対しての認知症サポーター養成講座を行うなどの活動が活発化してきています。

それはお互いに職域を知るという点でも新たなネットワークと言えると思います。

- ①当事者をはじめとして地域住民・関係機関・医師など専門職を交えて、個別ケース地域ケア会議を開催していきます。今後も地域の多様な資源（小売店、消防、警察、金融機関）などに参加を呼びかけ、地域包括ケアの促進に取り組みます。
- ②専門職のネットワーク作りのための会議を開催し、地域の専門職・専門機関と協働して地域福祉の向上に向けて取り組みを進めます。
- ③同法人内のケアプラザが連携を取っているネットワークを他のケアプラザが活用できる仕組み作りを構築し、1区に留まらないネットワーク構築に向けた取り組みをしていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1. 居宅介護支援事業の運営方針

要支援・要介護状態の方々、出来る限り住み慣れた自宅で自立した日常生活を継続できることを念頭においてサービスを提供して行きます。

2. サービス提供方針

- ①居宅サービス計画（ケアプラン）作成にあたっては、ご利用者の意志を尊重し、心身の状況、置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことが出来ることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。

す。

- ②適正なサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように、常に利用者の立場に立ちます。提供されるサービスが特定の種類や特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立を旨とします。
- ③事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の福祉保健医療サービス、ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護要支援状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう十分配慮します。
- ④現在は義務ではありませんが、推奨されている「課題総括整理票」を活用し、なぜこのケアプランに至ったかをご利用者やご家族に説明できる力を介護支援専門員が獲得できるよう、アローチャートを事業所全体（介護予防支援も含む）で学んでいきます。

3. ケアプラザにある居宅介護支援事業者として

- ①地域ケアプラザにある居宅介護支援事業所の意義を理解し、より中立公正であることを職員が理解し実行できるよう教育及び採用を心がけます。
- ②ケアプラザの居宅介護支援事業は担当者数の拡大を目的としたものではありません。困難ケースや多問題ケースに対応できるような力量を持った職員の配置、教育に努めます。
- ③今後、地域の要介護認定者数が大幅に増加するような場合は、いわゆるケアマネ難民が生じないよう、ケアマネジャーを追加・緊急雇用するなどの対策を法人として行います。
- ④ケアマネジャーの育成と経営的な安定との観点から、主任ケアマネジャーを配置し、特定事業所加算を算定できる体制を整えます。
その為には毎週の研修や会議が必要です。そのためケアマネジャー個人が担当するシステムから事業所として担当するシステムを標準とし、担当が休暇のため対応できないといった状況を無くしていきます。
- ⑤また24時間対応ができるように、居宅介護支援事業所として業務用の携帯電話を確保し、ご利用者に番号を周知し、ご利用者の安心に繋げていきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

省略

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特徴を踏まえて記載してください。

指定管理料は公金からの支出という観点に関係職員が意識し経費削減に努めると共に、ケアプラザの設置目的である「地域福祉の増進」という観点から、地域に向けた費用支出について検討していきます。またケアプラザを使用される方々が便利に安全に施設を利用できることこそがケアプラザの利用率、認知率のアップに繋がると考えておりますので、必要な備品や設備管理には経費をか

けていきます。

1. 経費の削減

- ① 事務消耗品等の物品は法人による一括購入による経費削減を行います。
- ② 施設設備管理等の契約を法人一括で入札等を行うことにより、削減します。
- ③ 職員採用に係る経費、福利厚生に係る経費についての、法人の大きさを活かして、運営費の削減に努めます。
- ④ 電気使用量のモニタリングを行う装置を施設に設置し、特に夏場に大きくなる主契約量を押さえて、電気料金の節約に努めます。

2. 適正な使用

- ① ご利用者が快適に施設を利用することが出来て足を運んで下さるためには、設備等がきちんと稼働しているのはもちろんのこと、衛生的であること、施設の雰囲気による部分が大きいと思われれます。そのため、館内の掲示やグリーン及び季節ごとの飾り付けなどの環境整備については必要な経費として計上します。
- ② 直接的にケアプラザが地域団体へ支出を行うことは難しいかと思われれますが、地域との連携を強化するなかで、地域団体と共催事業を行うことで経費的な面でバックアップをしていきます。また地域の方々の「地域で〇〇してみたい」というアイデアを具体化する際のスタートダッシュ資金についても、共催事業として取り組み初期の活動の安定化に繋げていきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1. 基本的な考え方

ケアプラザの運営に関しては、経費節減を図りつつも、ご利用者の満足度を低下させないことが大切であると考えます。

2. 具体的な取り組み

- ①法人のスケールメリットを生かし、保守管理や物品購入に掛かる費用を共同で取引先に依頼するなどし、コストの軽減を図ります。
- ②職員の部門を超えた連携を図り、他部門の事業にも対応できる職員を育成し、効率的な運営を行い、人件費の節減に努めます。
- ③エアコン温度の夏28度、冬20度の推進と、節電のため電力監視装置を設け、低い契約電力で運営できるようにします。
- ④その他、節水やコピー紙の裏面使用など運営コストの削減に取り組みます。
- ⑤主要経費については毎月対前年度比較を行い、削減に努めます。
- ⑥介護保険事業における収支は、今後の介護保険改正のリスクに備え積立等も進めていきますが、

地域やボランティア、館内環境整理などに対して積極的に活用してまいります。

⑥指定管理部門の職員は、地域に根ざして共に年月を重ねることで地域住民の信頼を得ていくと考えております。よって本人の希望退職（出産や転居等）以外での法人都合による転属転勤を極力少なくする運営を心掛けておりますが、逆に在籍期間の長期化は昇給等による人件費が高くなることも意味するため、バランスのとれた配置を検討していきます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

<記載場所>

1. 地域包括支援センター

◆総合相談

- ・高齢者に関する様々な相談を受け止め、相談内容を的確に把握、共有し、相談内容に応じた情報提供をして、必要な制度や事業につないだ。
- ・地域の関連団体の会議への出席、地域ケア会議、個別ケースの情報共有の機会等にて、関係づくり・支援体制づくりを行った。
- ・地域包括ケアシステム確立のため、相談や活動を通して見えてきた地域課題・地域情報を5職種会議で共有し、事業展開に活かした。
- ・訪問を通して8050問題に直面し、障がい分野の支援機関との連携の必要性を感じたことを受け、障がい関係機関と個別相談、事例検討、情報交換会を実施した。
- ・地域の民生委員と連携を取り、早期相談対応につなげた。
- ・窓口相談でケアプラザでの対応困難な場合（こども・障がい・外国人など）は適切な窓口を紹介した。
- ・総合相談の内容は3職種で共有し、それぞれの専門性によるチームアプローチを行った。

◆権利擁護

①後見

- ・成年後見制度等の普及啓発講座を年2回実施した。
- ・認知症等、後見制度が必要と思われる方に対しては、制度の説明から関係機関へつなぐ支援を行った。
- ・消費者被害や振り込め詐欺への注意喚起を地域のサロンに出向き実施した。
- ・エンディングノートを個別の相談ケースで配布するとともに、講座を年1回以上実施し普及に努めた。

②虐待

- ・地域包括支援センター3職種の名前が入った名刺を作成。その裏に、相談場所であること・

受け付けている内容の具体例を明記し、地域活動の時には持参し配布した。

- ・虐待等の相談があった時は区に早期に相談・報告を行った。また必要時は、区役所ケースワーカーと一緒に連携を取りながら対応を行った。
- ・家族介護者の抱える負担やストレス、悩みを相談できる場、介護の知識を得られる場として、介護者の集いを年6回実施した。

③認知症

- ・地域での認知症の正しい理解を進めるため、年3回以上、認知症サポーター養成講座を実施した。(実施対象者：老人クラブ・小学校・民間企業・自治会)
- ・地域住民に向けて、地域包括支援センターが相談窓口であることを普及啓発するために、講座内で名刺・リーフレットを配布し案内した。
- ・受診困難なケースは認知症初期集中支援チームと連携し、受診につなげた。
- ・地域住民の認知症への理解推進と、キャラバンメイトの活躍の場として、地域のグループホームでの認知症カフェの立ち上げ支援を行った。

◆包括的継続的マネジメント

①地域ケア会議

- ・総合相談で出てきた課題を地域ケア会議に挙げ、地域住民や、関連する事業所と課題解決に向け、検討を行った。

【実施内容】

- ・個別ケース（認知症・独居・8050・アルコール・ごみ屋敷・移動困難）
- ・個別ケースからの課題をエリア会議に挙げ検討。次年度事業につなげた。
 - 1) グループホームと共催の認知症カフェの立ち上げ支援
 - 2) 障がい支援機関との共催事業（ほっとサロン青葉出張相談、障がい支援機関との事例検討会）
 - 3) 青葉区役所と共同のプロジェクトを立ち上げ、一年に渡り、制度の谷間にあたり、支援につながりにくい方々に向けた早期相談に資する支援ツールづくりを行った。

②ケアマネジャー支援

- ・情報提供・ケアマネジャー視点の地域課題の情報収集を目的として、月に1回エリア内のケアマネジャー事業所を訪問した。
- ・ケアマネジャーの視点を広げることを目的として、年2回多職種でケース検討をする機会を持った。
- ・ケアマネジャーにインフォーマル情報を入れたプランニングを行ってもらうため、生活支援コーディネーターと共催で、生活支援や食事・居場所を行っているボランティア活動団体との交流会を行った。
- ・ケアマネジャーより相談があった困難ケースについて、支援方法を一緒に考え、課題を抽出し、課題解決に向けて支援を行った。

③ネットワークづくり

- ・高齢者や介護に関わっていく中で、障がいを抱えるご家族への支援など複合的な課題を持

った世帯が多いことから、基幹相談支援センターの周知を目的としてケアマネジャー・民生委員・サービス事業所・医療機関を対象として講座を実施した。

- ・青葉区ケアマネジャー連絡会主催で年に2回医療機関との意見交換会を実施した。

◆介護予防

①介護予防普及啓発

- ・介護予防事業として、「コグニサイズ」の連続講座を実施。筋トレの必要性と効果を理論と実技から学び、実践力を身に付けてもらい、自主グループ立ち上げにつなげた。
- ・地域のイベントに出向いて、健康チェックを年5回行った。
- ・地域のサロンに出向いて介護予防につながる出張講座をおこなった。
(健康講座・介護保険について・エンディングノート・消費者被害)
- ・地域の事業所や保健活動、ヘルスメイトと共催し、健康講座を実施した。
- ・介護予防普及啓発事業として年2回運動・口腔ケア・栄養についての連続講座を実施。介護予防につながる意識付けを行った。

2. 生活支援体制整備事業

◆地域情報やニーズの把握

- ・ケアプラザの役割の周知と顔の見える関係を築くために、地域で行われているサロンや老人クラブ等の活動や様々な行事、会合を訪問した。
- ・地域の状況把握のため、エリア内の人口や世帯、要介護・要支援者認定者数のデータをグラフ化し、地域ケア会議等で活用し、支援策のエビデンスとした。
- ・毎朝の包括ミーティングに参加し、総合相談ケースを共有。インフォーマルサービスの情報提供を行うとともに、資源開発、ネットワーク開発に活かした。
- ・地域住民との会話から生活状況やニーズを把握し、所内で情報共有。また、地域行事カレンダーを作成。
- ・エリア内にある公共施設や福祉・保健・医療機関、商店等の生活資源のリスト化とマップ化を行った。
- ・青葉区生活支援コーディネーター連絡会で地域活動リストを発行し、地域住民やケアマネジャーに配布、ケアプラザ館内に配架した。
- ・ケアマネジャーへインフォーマルサービスの情報提供を行った。場合によっては利用者宅への同行訪問を行い、ニーズ把握と情報提供、地域活動との調整を行った。

◆つながりづくり

- ・地域貢献に協力的な福祉・医療関係者や民間企業、大学講師とつながりをつくり、サロン代表者等からの相談に応じて、出張講座の講師として紹介した。
- ・近隣のケアプラザや特別養護老人ホームとの共催で、平成30年度から年1回「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」を実施。近隣のボランティアポイント受入施設からもボランティア募集の情報を聞き、参加者へ情報提供を行った。

- ・青葉さわい病院、大場地域ケアプラザ、美しが丘地域ケアプラザと共催でリハビリカフェ（青葉さわい健康フェスタ）を開催した。
- ・美しが丘西地区センター・美しが丘地域ケアプラザと共催で、平成30年度から年2回、郷土の歴史に親しみながら仲間作りを目指す「わがまち探訪」を開催。また、事業参加者の自主グループ立ち上げを支援した。

◆社会資源の拡充・開発

- ・地域のニーズに応じ、高齢者の居場所として月1回「すすき野歌声サロン」を開催。
- ・保健師と連携し、高齢者の運動グループ「すすき野ウェルネス」を立ち上げ。
- ・グループホームみんなの家でのオレンジカフェの立ち上げと運営を支援。キャラバンメイトがボランティアとして活躍された。

3. 地域活動交流事業

◆相談対応

①担い手として

- ・地域住民主体による活動の相談対応を行った。継続した活動や新しく開始する活動の場としてケアプラザを活用する方法や、その他活動拠点の紹介を行った。

②参加者加者として

- ・ケアプラザを活動拠点としている地域住民主体の活動団体が100団体以上登録しており、希望に合う活動団体の紹介を行った。またケアプラザが実施する様々な事業の案内を行った。

◆地域活動団体支援

- ・様々な活動の中でも特に地域で支え合う福祉活動として価値が高く、地域課題解決に向けて必要な活動にケアプラザが関りを持ちながら必要に応じて共催等伴走支援を行った。毎月第2木曜日子育て支援事業「まぎーるひろば」毎週火曜日不登校小中学生フリースペース「ここから」にむけて調整を進めた。

◆孤立予防

- ・地域で繋がりをもちづらい方、孤立しがちな方も継続して参加できる居場所として折り紙カフェを毎月第一金曜日に実施した。カフェ開設に向けて新地域人応援講座という位置づけで青葉区役所福祉保健課事業企画の支援も得ながらボランティア養成講座を実施し担い手育成を行った。

◆地域分析

- ・ケアプラザ5職種での検討会や青葉区役所高齢支援課の保健師の協力を得て地域分析や課題検討を実施した。
- ・分析したデータを基に、地域に必要な支援やその在り方について地域住民を招いて地域ケア

会議を実施し地域住民を巻き込んだ支援について検討を実施した。

4. その他

- ・平成28年度～令和元年度 医療局「入院時・退院時情報共有シート」、「入院・退院サポートマップ」、「看取り期の在宅療養サポートマップ」の作成に参加
- ・令和元年度 医療局「ACP パッケージ作業部会」に参加
- ・令和元年度 健康福祉局「地域包括ケアプロモーション検討会」に参加
- ・平成29年度 厚生労働省「介護離職防止のための地域モデルを踏まえた支援方法の整備委員会」に参加
- ・令和元年度 厚生労働省「介護離職防止のための地域包括支援センターと労働施策等との連携に関する調査研究事業」に参加

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

<記載場所>

指定管理期間を通して、求められる全ての職員を欠員なく配置いたしました。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市すすき野地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 1	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	9,982,100
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	1,368,900
事業費 (税込)	自主事業、講師謝金、材料費、等	236,000
事務費 (税込)	事務消耗品、通信運搬費、印刷製本費、等	2,666,000
管理費 (税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	4,200,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額 ※ 2		△
合 計		18,927,000

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※ 2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額

賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)	自主事業、講師謝金、材料費、等	
事務費(税込)	事務消耗品、通信運搬費、印刷製本費、等	
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	21,069,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	1,000,000
事業費(税込)	自主事業、講師謝金、材料費、等	152,000
事務費(税込)	事務消耗品、通信運搬費、印刷製本費、等	1,300,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	480,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	0
合 計		24,757,000

※ 4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.5625 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費 (税込)	自主事業、講師謝金、材料費、等	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	18,927,000	18,927,000	18,927,000	18,927,000	18,927,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営(c)	24,757,000	24,757,000	24,757,000	24,757,000	24,757,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)~(d)	49,640,000	49,640,000	49,640,000	49,640,000	49,640,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護予 防支援事業	9,776,000	9,776,000	9,776,000	9,776,000	9,776,000
		居宅介護支援 事業	10,044,000	10,044,000	10,044,000	10,044,000	10,044,000
		通所系サービ ス事業	0	0	0	0	0
	その他収入		0	0	0	0	0
	収入合計 (A)		69,460,000	69,460,000	69,460,000	69,460,000	69,460,000
内 訳	人件費	48,033,000	48,513,000	48,998,000	49,488,000	49,983,000	
	事業費	1,172,000	1,172,000	1,172,000	1,172,000	1,172,000	
	事務費	5,634,000	5,634,000	5,634,000	5,634,000	5,634,000	
	管理費	11,382,000	11,382,000	11,382,000	11,382,000	11,382,000	
	消費税等	0	0	0	0	0	
	その他	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	
支出合計 (B)		67,451,000	67,931,000	68,416,000	68,906,000	69,401,000	

収支 (A-B)	2,009,000	1,528,000	1,043,000	553,000	58,000
----------	-----------	-----------	-----------	---------	--------

団体の概要




(令和2年2月21日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん わかたけだいじゅかい) 社会福祉法人 若竹大寿会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒221-0863 横浜市神奈川区羽沢町550-1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	平成 元年 3月
沿革	<p>平成 元年 3月 社会福祉法人 若竹大寿会 法人設立</p> <p>平成 元年 7月 特別養護老人ホーム「若竹苑」開所 入所介護100名</p> <p>平成 元年10月 特別養護老人ホーム「若竹苑」 在宅高齢者デイサービス事業B型 受託</p> <p>平成 2年 1月 特別養護老人ホーム「若竹苑」 寝たきり高齢者等入浴サービス事業 受託 (寝たきり高齢者定員2名)(痴呆症高齢者定員2名)</p> <p>平成 4年 9月 特別養護老人ホーム「若竹苑」 寝たきり高齢者ショートステイ事業 定員変更 2名→8名</p> <p>平成 6年 9月 自主事業 ふれあい給食サービス(訪問給食) 開始</p> <p>平成 7年 4月 高齢者食事サービス事業 受託「若竹苑」</p> <p>平成 8年 4月 高齢者等相談事業 受託「若竹苑」</p> <p>平成 9年 9月 在宅介護支援センター「若竹苑」 受託</p> <p>平成10年 1月 訪問入浴事業 受託「若竹苑」</p> <p>平成10年 3月 老人保健施設「リハビリゾートわかたけ」開設 入所介護100名(一般50名、痴呆加算50名) 通所リハビリテーション30名</p> <p>平成10年10月 24時間巡回ホームヘルプサービス事業 受託「若竹苑」 滞在型ホームヘルプサービス事業 受託「若竹苑」</p> <p>平成11年 4月 老人保健施設「リハビリゾートわかたけ」定員変更 通所リハビリテーション30名→45名</p> <p>平成12年 4月 居宅介護支援事業 「若竹苑」 事業認可</p>

		居宅介護支援事業 「リハビリートわかたけ」 事業認可
平成12年	7月	横浜市片倉三枚地域ケアプラザ 開所 通所介護45名 地域交流、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業
平成12年	7月	介護老人保健施設「リハビリートわかたけ」 定員変更 入所介護100名→143名(一般143名、認知加算0名)
平成13年	9月	横浜市東寺尾地域ケアプラザ 開所 通所介護45名 地域交流、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業
平成14年	4月	介護老人保健施設「わかたけ富岡」 開所 入所120名、ショートステイ20名
平成15年	5月	横浜市片倉三枚地域ケアプラザ 定員変更 通所介護45名→50名
平成16年	4月	グループホーム「わかたけ西菅田」 開所 定員18名(9名×2ユニット)
平成17年	3月	横浜市富岡東地域ケアプラザ 開所 通所介護 47名 地域交流、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業
平成17年	4月	グループホーム「わかたけ小机」 開所 定員18名(9名×2ユニット)
平成17年	8月	訪問介護「東白楽事業所」 開所
平成18年	3月	介護老人福祉施設「わかたけ青葉」 開所 入所介護100名、ショートステイ20名、通所介護20名
平成18年	9月	介護老人保健施設「リハビリート青葉」 開所 入所介護100名、通所リハビリテーション40名
平成18年	9月	横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ 開所 通所介護45名 地域交流、地域包括支援センター、居宅介護支援事業
平成19年	4月	かながわ地域活動ホーム「ほのぼの」 開所
平成19年	7月	訪問介護「わかたけ」 開所
平成19年	12月	わかたけナイトケアステーション(夜間対応型訪問介護) 開始
平成21年	4月	ありまクリニック 開院
平成21年	7月	横浜市中川地域ケアプラザ 開所 通所介護20名 地域交流、地域包括支援センター、居宅介護支援事業
平成21年	11月	夢タウンわかたけ 開所(ありまクリニック内) 通所リハビリテーション34名
平成21年	12月	わかたけプラザクリニック(旧 ありまクリニック) 名所変更

平成22年	8月	訪問介護「わかたけプラザ」開始（わかたけプラザ内） 「わかたけケアプラン東白楽」開始（東白楽事業所内） 訪問介護わかたけ 訪問介護事業を東白楽事業所に統合
平成23年	3月	障害者支援事業共同生活援助 ケアホーム「ひだまり」 開所 定員6名
平成23年	11月	横浜市六角橋地域ケアプラザ 開所 地域交流、地域包括支援センター、居宅介護支援事業
平成24年	9月	障害者支援事業共同生活援助 ケアホーム「むさし」 開所 定員7名
平成25年	5月	介護老人福祉施設「わかたけ鶴見」 開所 入所介護100名、ショートステイ20名
平成25年	6月	かながわライフサポート事業 参加
平成26年	4月	サービス付き高齢者向け住宅「わかたけの杜」 開所 第1期 約20㎡ 20戸 約40㎡ 4戸 約50㎡ 20戸 設置 訪問介護「わかたけの杜 訪問介護事業所」 開所
平成26年	8月	認知症対応型通所介護「わかたけの家三ツ沢」 開所 定員7名
平成26年	10月	夜間対応型訪問介護 「わかたけ ナイトケアステーション 青葉」 開所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 「わかたけ 24ケアステーション 青葉」 開所
平成26年	11月	障害者グループホーム支援センター「アシスト」 開所
平成26年	12月	複合施設「品川区立杜松ホーム」 開所 特別養護老人ホーム（入所介護29名） 小規模多機能型居宅介護（定員25名） 認知症対応型共同生活介護（定員18名） ショートステイ12名
平成26年	12月	サービス付き高齢者向け住宅 わかたけの杜 第2期 約50㎡ 22戸 設置
平成27年	2月	横浜市障害者後見的支援事業 受託 障害者支援事業共同生活援助 グループホーム「なでしこ」開所 定員7名 ほのぼの 相談分室 開所
平成27年	2月	神奈川区障害者後見支援室「おんぷ」 開所
平成28年	3月	障害者支援事業共同生活援助 グループホーム「やまと」開所 定員7名

	<p>平成28年12月 横浜市すすき野地域ケアプラザ 開所 地域交流、生活支援、地域包括支援センター、居宅介護支援事業</p> <p>平成30年 9月 居宅介護支援事業 「わかたけケアプラン青葉」 事業認可</p> <p>平成31年 3月 こがね町すこやかクリニック (旧 わかたけプラザクリニック) 名所変更</p> <p>平成31年 3月 横浜市富岡東地域ケアプラザ内 認知症対応型通所介護 閉鎖</p> <p>令和 元年 6月 認知症対応型通所介護「わかたけの家三ツ沢」 閉鎖</p> <p>令和 2年 4月 介護老人福祉施設 「わかたけ南」 開設予定 入所介護150名、ショートステイ10名</p>
事業内容等	<p>社会福祉事業の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 【若竹苑、わかたけ富岡、わかたけ青葉、わかたけ鶴見、品川区立杜松ホーム】 ※短期入所生活介護事業も含む ・介護老人保健施設 【リハビリゾートわかたけ、リハビリゾート青葉】 ※短期入所療養介護事業も含む ・小規模多機能型居宅介護 【品川区立杜松ホーム】 ・サービス付き高齢者向け住宅 【わかたけの杜】 ・地域ケアプラザ 【片倉三枚、東寺尾、富岡東、沢渡三ツ沢、中川、六角橋、すすき野】 ・認知症対応型共同生活介護 【わかたけ西菅田、わかたけ小机、品川区立杜松ホーム】 ・地域活動ホーム 【ほのぼの】 ・障害者支援事業共同生活援助 【ひだまり、むさし、なでしこ】 ・訪問介護 【東白楽、わかたけの杜】 ・夜間対応型訪問介護 【東白楽、わかたけの杜】 ・居宅介護支援事業 【若竹苑、リハビリゾートわかたけ、リハビリゾート青葉、東白楽わかたけケアプラン青葉、各地域ケアプラザ】 ・通所介護 (デイサービス、デイケア) 【若竹苑、リハビリゾートわかたけ、リハビリゾート青葉、わかたけ青葉、夢タウンわかたけ、各地域ケアプラザ】 ・クリニック 【こがね町すこやかクリニック】

財務状況	年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
	総収入	7,206,366,276	6,969,479,245	6,819,681,818
	総支出	7,113,443,955	6,961,849,995	6,756,632,669
	当期収支差額	92,922,321	7,629,250	63,049,149
	次期繰越収支差額	3,894,418,900	3,801,496,579	3,772,381,158
連絡担当者	【所 属】  【氏 名】  【電 話】 045-909-0071 【F A X】 045-909-0072 【E-mail】 			
特記事項				